

# 「若者の消費者被害の実態と対策を考えるワークショップ」

日時：2016年11月10日（木）午後6時30分～8時30分

場所：弁護士会館5階502A～D会議室

## ～ 進 行 次 第 ～

- 司会 弁護士 瀬戸和宏（東京弁護士会）
- 1 開会挨拶 弁護士 芹澤眞澄（東京弁護士会副会長）
  - 2 「成年年齢引き下げ問題について」  
弁護士 平澤慎一（東京弁護士会）
  - 3 若年者の消費者トラブル・相談の状況  
小林真寿美氏・保足和之氏（国民生活センター・相談情報部）
  - 4 大学生の現状と認識 豊岡圭織さん（明治学院大学）
  - 5 ワークショップ  
ファシリテーター・弁護士 白石裕美子（第一東京弁護士会）  
①グループによる討論／②発表
  - 6 閉会挨拶 弁護士 中村昌典（東京弁護士会消費者問題特別委員会委員長）

主 催：東 京 弁 護 士 会

## 配布資料一覧

【資料1】平澤弁護士レジュメ	P1
【資料2】民法の成年年齢の引下げについての意見 (法制審議会民法成年年齢部会2009年7月29日 民法の成年年齢の引下げについての最終報告書)	P3
【資料3】民法の成年年齢の引下げに関する意見書 (日本弁護士連合会2016年2月18日)	P24
【資料4】「成年年齢の引き下げについての緊急アンケート」ご協力のお願	P38
【資料5】国民生活センター発表資料(2016年10月27日)	P44

## 成年年齢引き下げ問題について

弁護士 平 澤 慎 一  
(東京弁護士会)

### 1 民法の未成年者取消権

#### (1) 成年年齢

「年齢二十歳をもって、成年とする。」 (民4)

#### (2) 未成年者の行為能力

ア 原則＝法定代理人の同意が必要 (民5I)

イ 同意が無い場合

→取り消せる(＝未成年者取消権) (民5II)

ウ 例外＝法定代理人の同意不要

①単に権利を得、または義務を免れる場合(民5I但書)

②法定代理人が目的を定めて処分を許した財産／目的を定めなくて処分を許した財産を処分する場合(民5III)

③営業を許された未成年者によるその営業に関する場合(民6I)

### 2 成年年齢の18歳への引き下げの動き

・平成21年10月28日・法制審議会第160回会議

■「民法の成年年齢の引き下げについての意見」

<http://www.moj.go.jp/content/000069850.pdf>

「民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。

ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当である。」

・来年の通常国会に上程される可能性あり。

・9月に法務省がパブコメを実施。慎重論が強い状況。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080150>  
&Mode=2

### 3 弁護士会の意見書

#### (1) 日弁連

①2008/10/21 「民法の成年年齢引下げの是非についての意見書」

<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/20081021.pdf>

②2016/2/18 「民法の成年年齢の引下げに関する意見書」

[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion\\_160218\\_3.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_160218_3.pdf)

③2016/9/14 「『民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集』に対する意見書」

[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion\\_160914.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_160914.pdf)

#### (2) 東京弁護士会

・2009/7/30 「『民法の成年年齢の引き下げについて』に関する意見書」

<http://www.toben.or.jp/message/ikensyo/pdf/20090730.pdf>

以 上

うな施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当である。

- 2 養子をとることができるとする年齢（養親年齢）について  
養子をとることができるとする年齢（養親年齢）については、民法の成年年齢を引き下げる場合であっても、現状維持（20歳）とすべきである。

### 民法の成年年齢の引下げについての意見

当審議会は、平成20年2月開催の第155回会議において、民法の成年年齢の引下げに関する諮問第84号を受け、機動的・集中的に審議を行う必要があるとして、専門の部会である民法成年年齢部会（部会長：鎌田薫早稲田大学教授）（以下「部会」という。）を設置し、部会での調査審議に基づき更に審議することとした。

そして、当審議会は、平成21年2月の第158回会議において、部会長から部会の調査審議の経過について説明（中間報告）を聴取し、また、同年9月の第159回会議において、部会長から、部会が取りまとめた別添「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」（以下「最終報告書」という。）に基づき、部会における調査審議の結果の報告を聴取した上、答申に向けて2回にわたり審議をするなど、合計4回にわたり審議を重ねた。

審議の過程においては、最終報告書の結論を是とする意見のほか、民法の成年年齢引下げの法整備の時期が明確ではないのではいかとの意見や、多数の法令が関係している年齢条項の見直しに関する問題は、国民生活に大きな影響を及ぼすものであり、その検討状況を適時・適切に国民に開示するとともに、若年者やその親権者を含む国民に理解されるよう、国民的関心を高めるなど周知徹底に努めるべきではないか等の意見が出された。

これらの意見を受け、議論の結果、以下のおおりの結論に至った（なお、婚姻年齢については、平成8年2月に答申済みである。）。

#### 1 民法の定める成年年齢について

民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。

ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すよ

## 民法の成年年齢の引下げについての最終報告書

### 〔目次〕

第1	検討の経緯等	…2頁
第2	国民投票の投票年齢、選挙年齢等との関係	…3頁
1	国民投票法附則第3条の趣旨	
2	選挙年齢等との関係	
第3	民法の成年年齢の引下げの意義	…7頁
1	民法の成年年齢の意義	
2	将来の国づくりの中心となるべき若年者に対する期待	
3	契約年齢の引下げの意義	
4	親権の対象となる年齢の引下げの意義	
5	まとめ	
第4	民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点及びその解決策	…12頁
1	契約年齢を引き下げた場合の問題点	
2	親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点	
3	民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点を解決するための施策	
4	民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点を解決する時期	
第5	その他の問題点	…22頁
1	民法の成年年齢を引き下げた場合の成年に達する日	
2	養子をとることができる年齢	
3	婚姻適齢	
第6	結論	…24頁
	〔参考資料〕	
	参考資料1〔ヒアリングの結果について〕	…26頁
	参考資料2〔高校生等との意見交換会の結果について〕	…33頁

### 第1 検討の経緯等

民法（明治29年法律第89号）は、成年年齢を20歳と定めているところ、平成19年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年5月18日法律第51号。以下「国民投票法」という。）<sup>1</sup>の附則第3条第1項では、「満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と定められた。

そして、この附則を受けて内閣に設置された「年齢条項の見直しに関する検討委員会」（構成員は各府省の事務次官等）において、平成19年11月、各府省において必要に応じて審議会等で審議を行い、平成21年の臨時国会又は平成22年の通常国会への法案提出を念頭に、法制上の措置について対応方針を決定することのできるよう検討を進めるものとするとの決定が行われた。

この国民投票法附則第3条第1項を前提として、平成20年2月13日に開催された法制審議会第155回会議において、法務大臣から、民法の定める成年年齢の引下げに関する諮問第84号が提出された。

法制審議会は、この諮問を受けて、民法成年年齢部会（以下「部会」という。）を設置し、部会は、平成20年3月から民法の成年年齢引下げについて調査審議

\*1 国民投票法は、日本国憲法（以下「憲法」という。）第96条に定める憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものである（国民投票法第1条）。なお、国民投票法により国会法の一部改正が行われ、憲法及び憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査等を行うため、衆議院及び参議院に、憲法審査会が設置された（国会法第102条の6）。

を開始した”。

部会では、平成20年3月から12月までの間、調査審議を行い、「成年年齢の引下げについての中間報告書」（以下「中間報告書」という。）の取りまとめを行った。そして、部会は、中間報告書に対してパブリック・コメント等において寄せられた意見も参考にしつつ、平成21年2月から同年7月までの間、更に調査審議を行い、合計15回の会議の結果、本報告書の取りまとめを行った。

本報告書は、諮問第84号に対する部会におけるこれまでの調査審議の結果を明らかにするものである。

なお、部会では、各種専門家、有識者から、民法の成年年齢を引き下げた場合に生ずる問題及びその解決策等に関して意見を聴取する機会を設けた。また、部会のメンバーが高校や大学に赴き、高校生、大学生（外国人留学生を含む。）と民法の成年年齢の引下げについて意見交換を行うなど、幅広い意見を聴取しつつ調査審議を行ってきた。このヒアリングの結果及び高校生等との意見交換会の結果については、本報告書の末尾に参考として掲げてあるので、適宜参照していただきたい。

## 第2 国民投票の投票年齢、選挙年齢等との関係

### 1 国民投票法附則第3条の趣旨

日本国憲法（以下「憲法」という。）の改正手続等を定める国民投票法は、その第3条において、国民投票の投票権者の範囲を18歳以上と定めているところ、

\*2 なお、部会では、民法の成年年齢の引下げのみの検討を行い、その他の法令（未成年者飲酒禁止法、少年法等）については、年齢条項の見直しに関する検討委員会の決定に沿って、それぞれの法令を所管する府省庁・部局において検討が行われることと考えている。したがって、部会においては、民法の成年年齢の引下げがその他の法令に及ぼす影響については検討の対象としておらず、ここでいう民法の成年年齢の引下げは、未成年者飲酒禁止法や少年法等の年齢の引下げを寓意するものではない。

その附則第3条第1項において、「満十八年以上満二十年未満の者が国民選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と定めている”。

この附則第3条第1項が設けられた理由については、国民投票法案の国会審議における同法案の提出者の答弁等において、①公職選挙法（昭和25年法律第100号）の選挙年齢を戦後20歳に引き下げた理由として、民法の成年年齢が20歳であることが挙げられており、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきであること、②公職選挙法の選挙年齢と国民投票の投票権年齢（以下「国民投票年齢」という。）は同じ参政権であることから、一致すべきであること、また、③諸外国においても、成年年齢に合わせて18歳以上の国民に投票権・選挙権を与える例が非常に多いことが挙げられている。

国会における法案審議の際に、同法案の提出者から上記のような説明が行われたという事実は、重く受け止める必要がある。

### 2 選挙年齢等との関係

そこで、国民投票法附則第3条第1項で、「満十八年以上満二十年未満の者が国民選挙に参加することができること等となるよう」、選挙年齢の引下げの検討及び民法の成年年齢の引下げの検討が求められていることを踏まえ、まず、民法の成年年齢と選挙年齢が一致する必要があるのかについて議論を行った。

この点、憲法は、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障す

\*3 国民投票法附則第3条第2項は、「前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国民選挙に参加すること等ができるまでの間、第三条（注：国民投票年齢を定めるもの）、第二十二條第一項、第三十五條及び第三十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年」とあるのは、「満二十年」とする。」と定めている。

る。」と規定している（第15条第3項）ところ、この「成年」の意義については、民法の成年を指すのか、それとは別の公法上の「成年」を指すのか、憲法の学説上も対立が見られる（なお、公職選挙法は、その第9条において、「日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。」と規定している。）<sup>4</sup>。しかしながら、いずれの立場に立つとしても、憲法は成年者に対して選挙権を保障しているだけであって、それ以外の者に選挙権を与え、そのことを禁じてはならず、民法の成年年齢より低く選挙年齢を定めることが可能であることは、学説上も異論はないようである<sup>5</sup>。そうすると、民法の成年年齢を引き下げることもなく、選挙年齢を引き下げることが、理論的には可能であり、選挙年齢と民法の成年年齢とは必ずしも一致する必要がないという結論に至った<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> 憲法第15条第3項の「成年者」が、民法上の成年を意味するという学説には、宮沢俊彦『法律学全集4 憲法Ⅱ（新版）』（1971）452頁、民法上の成年を意味しないという学説には、佐藤均『ボケット注釈全書憲法（上）（新版）』（1987）260頁、浦部法穂『全訂 憲法学教室』（2000）506頁）などがある。

<sup>5</sup> 前掲・佐藤260頁、前掲・浦部506頁、樋口陽一ほか『法政日本国憲法上巻』（1984）344頁など。一方、民法の成年年齢より高く選挙年齢を定めることは、憲法第15条第3項の「成年」を民法の成年と解する立場に立てば同項に反することとなるし、民法の成年と解する立場をとらないとしても、広く選挙権を保障するとした憲法の趣旨に反するとして選挙と解する立場が有力のようである（前掲・佐藤260頁）。

<sup>6</sup> また、選挙年齢と民法の成年年齢とを一致させる根拠として、戦後選挙年齢が20歳に引き下げられた際の改正理由に、民法の成年年齢が20歳であることが挙げられているという事実がしばしば指摘される（堀切普次郎国務大臣による衆議院・衆議院議員選挙法中改正法律案外1件委員会における説明（昭和20年12月4日）等）。しかし、これは選挙年齢を引き下げた理由の一つとされたにすぎず、被保佐人・被補助人に選挙権が付与されていること（行為能力が制限される成年者のうち、成年被後見人のみについて、選挙権を有しないものとされている（公職選挙法第11条第1項第1号。））に照らせれば、民法上の行為能力が制限されている者に対する選挙権付与を禁止する趣旨ではないものと考えられる。

次に、理論的には必ずしも一致する必要がないとしても、選挙年齢と民法の成年年齢は、一致していることが望ましいのかについても議論を行った。この点、民法上の成年に達すると、自らの判断のみで、完全な権利義務を生じさせることができ、また、結婚もすることができるところからすると、私法上、経済的にも社会的にも「大人」という立場に立つこととなるが、①選挙年齢が引き下げられる場合に、このような民法の成年年齢と選挙年齢とを一致させることは、選挙年齢の引下げにより新たに選挙権を取得する18歳、19歳の者にとって、政治への参加意欲を高めることにつながり、また、より責任を伴った選挙権の行使を期待することのできることで、②社会的・経済的にフルメンバーシップを取得する年齢は一致している方が、法制度としてシシブルであり、また、若年者に、社会的・経済的に「大人」となることの意味を理解してもらいやすいこと、③大多数の国において私法上の成年年齢と選挙年齢を一致させていること<sup>7</sup>、④前記1のとおり、国民投票法の法案審議の際の提出者の答弁等において、民法上の判断能力と参政权の判断能力とは一致すべきであるとの説明が行われていることなどからすると、特段の弊害がない限り、選挙年齢と民法の成年年齢とは一致していることが望ましいという結論に達した。

そこで、第3以下では、民法の成年年齢と選挙年齢は必ずしも一致する必要はないものの、両者は特段の弊害のない限り一致していることが望ましいという観点を踏まえながら、民法の成年年齢の引下げの意義、引き下げた場合の問題点及びその解決策等について検討をする。

<sup>7</sup> 成年年齢のデータがある国・地域（187か国（地域を含む。）のうち、成年年齢と選挙年齢が一致している国は134か国である（出典は、部会第13回会議で配布した参考資料2「世界各国・地域の選挙権年齢及び成人年齢」）。

### 第3 民法の成年年齢の引下げの意義

#### 1 民法の成年年齢の意義

民法は、成年年齢を20歳と定め（第4条）、①「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。」（第5条第1項）、「前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。」（同条第2項）とし、20歳未満の者（＝未成年者）は、行為能力が制限されることによつて取引における保護を受けることとしている。また、②「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」（第818条第1項）と定め、20歳未満の者（＝未成年者）は、父母の親権の対象となつてゐる。

したがつて、民法の成年年齢は、①行為能力が制限されることによつて取引における保護を受けることができる者の年齢（以下「契約年齢」という。）及び②父母の親権の対象となる者の年齢（以下「親権の対象となる年齢」という。）の範囲を画する基準となつてゐる。さらに、民法が成年年齢としてゐる年齢20歳は、民法以外の多数の法令において、各種行為の基準年齢とされていることや、我が国において成人式が20歳に達した年に執り行われてゐるという慣行等に鑑みれば、法律の世界のみならず、一般国民の意識においても、大人と子どもとの範囲を画する基準となつてゐるものと思われ。

そうすると、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとは、①民法上、契約年齢及び親権の対象となる年齢を18歳に引き下げることと意味すると同時に、②一般国民の意識の上でも、20歳までを子どもとしてきた現在の扱いを変え、18歳をもつて「大人」として扱うことを意味する。

そこで、これらがどのような意義を有するかについて検討を行った。

#### 2 将来の国づくりの中心となるべき若年者に対する期待

まず、民法の成年年齢を引き下げ、18歳をもつて「大人」として扱うことは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことによつ

ながると考えられる。

すなわち、現在の日本社会は、急速に少子高齢化が進行しているところ、我が国の将来を担う若年者には、社会・経済において、積極的な役割を果たすことが期待されている。民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとは、18歳、19歳の者を「大人」として扱い、社会への参加時期を早めることを意味する。これらの者に対し、早期に社会・経済における様々な責任を伴った体験をさせ、社会の構成員として重要な役割を果たさせることは、これらの者ののみならず、その上の世代も含む若年者の「大人」としての自覚を高めることにつながり、個人及び社会に大きな活力をもたらすことになるものと考えられる。我が国の将来を支えていくのは若年者であり、将来の我が国を活力あるものとするためにも、若年者が将来の国づくりの中心であるという強い決意を示す必要がある。

しかしながら、その一方で、これまで実施したヒアリングによれば、近年の若年者の特徴として、精神的・社会的自立が遅れている、人間関係をうまく築くことができない、自分の人生に夢を持ってない、いわゆるモラトリアム傾向が強くなり、進学も就職もしようとしない若年者が増加していることなどが指摘された。そして、これらの原因としては様々なものが考えられるところ、我が国の産業社会においては、伝統的には、いわゆる終身雇用制度のもと、企業や家族が若年者の自立を支えてきたが、近年の社会の変革により、企業や家族が若年者の自立を支えられなくなつてゐることなどが指摘されている。

このような若年者を取り巻く社会状況にかんがみれば、若年者の自立の遅れ等の問題については、民法の成年年齢を引き下げただけでは自然に解決するとは考えられず、社会全体が若年者の自立を支えていくような仕組みを採用し、若年者の自立を援助する様々な施策も併せて実行していく必要があるものと考えられる。

若年者の自立を援助する施策としては種々のものが考えられ、その具体的内容は所管府省庁において詰められるべきものであるが、部会における調査審議の過

程においては、①若年者がキャリアを形成できるような施策の充実<sup>\*8</sup>、②いわゆるシニアーズンシップ教育<sup>9</sup>の導入、充実、③欧米諸国のように、若年者が必要な各種情報提供や困ったときに各種相談を受けられるようなリン・ストップ・サービスセンター<sup>10</sup>の設置、④青少年が早期に社会的経験を積み、社会人としての知識やスキルを獲得することができるとなるような社会参画プログラム<sup>11</sup>の提供、⑤虐待を受ける子や虐待を受けた結果社会的自立が困難となる者を減らす必要があることから、児童福祉施設の人的、物的資源の充実や、子育てを社会全体で支え合っ

<sup>\*8</sup> 部会においては、若年者の就労支援や教育訓練制度などキャリアを形成できるような施策の充実や、インターンシップ等の労働実践教育、仕事の探し方さらには労働の意義（働くことの尊さ、喜び等）などに関する教育を充実させることが重要であるとの指摘がされた。

なお、キャリア教育とは、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」ととらえ、端的には、「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」と定義されている（文部科学省「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書（平成16年1月）」）。

<sup>\*9</sup> シニアーズンシップ教育とは、多様な価値観や文化で構成される現代社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現のために寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的に関わりあうとする資質を獲得することができるようになるための教育とされ、学校教育のみならず、地域社会や家庭における教育も含むとされている（詳細は部会第5回会議における配布資料である参考資料1.5「シニアーズンシップ教育宣言」（経済産業省「シニアーズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会1）を参照。）。

<sup>\*10</sup> イギリスでは、13歳から19歳までの者を失業者や無職者にしなないための総合的な自立支援サービスとして、コネクションズという機関を各地に設けている。また、就労、健康、金銭相談、家族問題など若者が抱える悩みなどを気軽に相談できる窓口が各地にあり、家庭や学校で抱いきれない若者のニーズを満たすものとなっている。

<sup>\*11</sup> 例えば、スウェーデンでは、①学校の授業や運営について、生徒の意見を反映させたり、②市街地の公共交通、駐車場、街灯の設置、改善に関して、若者の意見を聴取するなどし、大人が若者に対して約束したことについては実現するよう努めるものとされている。

ていく仕組みの充実が必要であるといった意見が示された<sup>12</sup>。

なお、諸外国の多くでは18歳成年制を採用しており<sup>13,14</sup>、特に欧米諸国においては1960年代から70年代にかけて、選挙年齢とともに私法上の成年年齢も引き下げてきた。そして、欧米諸国においては、成年年齢等を18歳に引き下げるとともに、若年者の自立を援助するよう様々な施策を導入してきた<sup>15</sup>。部会における調査審議の過程でも、我が国における民法の成年年齢の引下げも、若年者の自立を援助する施策を欧米諸国並みに充実させてこそ、グローバルスタンダードに合わせることの意義があるということができるのであるから、これらの施策の充実が期待されるとの意見が示された。

### 3 契約年齢の引下げの意義

民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることによって、契約年齢が引き下げられると、18歳、19歳の者でも、親の同意なく一人で契約をすることができるようになる。

現在の日本社会においては、大学等で教育を受けている者も多くがアルバイトをするなどして働いており、高校卒業後に就職して正規の労働者となる者も含め

<sup>\*12</sup> なお、フランスでは、1974年に私法上の成年年齢を21歳から18歳に引き下げた際、社会への統合に重大な困難があることを証明した21歳未満の成年者等は、司法的保護の措置の延長等を裁判官に請求することができるという若年成年者保護制度を設けるなどの措置を併せて講じている。

<sup>\*13</sup> 成年年齢のデータがある国・地域のうち（187か国（地域を含む））、成年年齢を18歳以下としている国の数は141か国である（出典は、部会第13回会議で配布した参考資料27）。

なお、成年年齢を19歳（アメリカ・カナダの一部の州）、20歳（韓国）又は21歳（アメリカの一部の州、インドネシアなど）としている国もある。

<sup>\*14</sup> なお、民法の成年年齢を18歳に引き下げる理由として、単に、諸外国の多くで18歳成年制を採用しているからというのでは説得力がないという意見も出された。

<sup>\*15</sup> 注10から注12までを参照。

ると、18歳に達した大多数の者は、何らかの形で就労し、金銭収入を得ている。そして、18歳に達した者が就労して得た金銭については、通常、親権者がその使途を制限しているとは考えられず、通常の取引行為については、自らの判断のみで行っているという現実がある。これらの点を考慮するならば、18歳に達した者が就労して得た金銭については、法律上も、これを親権者の管理下に置くよりも、自らの判断で消費することができるともよいと思われる。

そうすると、契約年齢を18歳に引き下げることには、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で消費することができるようになるという点で、メリットがあるということができる<sup>16</sup>。

#### 4 親権の対象となる年齢の引下げの意義

親権の対象となる年齢の引下げの意義については、親権の対象となる年齢を引き下げることによって、親から不当な親権行使を受けている子を解放することができるという意見がある。

すなわち、近年、親から虐待を受ける子が増加しており、また、ニート対策や行政機関が行おうとしても、親から拒まれて適切な対策がとれないことがあるとの指摘があるところ、親権の対象となる年齢の引下げは、18歳に達した者を親の不当な親権行使から解放することにつながり、18歳までの者を保護対象とする児童福祉領域との整合性もはかれるというのである。

しかし、児童虐待の対象となっているのは主に低年齢児であり、また、虐待を受けたことにより脆弱性を抱えた18歳、19歳の者を支援することは、親権か

<sup>16</sup> その他、親から独立した18歳、19歳の者が、親の同意なく様々な取引をすることができるようになり、これらの者の経済活動を促進することになるというメリットもある。なお、平成17年の国勢調査の結果によれば、働いていて（アルバイト等を含む）、親と同居していない者の比率は、18歳、19歳の総人口（274万7668人）の約6.7%（18万3516人）であった（平成17年国勢調査・第3次基本集計・報告書掲載表第25表）。

ら解放することによって解決される問題ではない。児童虐待等の問題については、別途早急に対応策を検討すべきであり、親の不当な親権の行使に対しては、社会が介入し、当該親の親権を喪失させることなどで対応すべきであると考えられる。したがって、親権の対象となる年齢を引き下げ、親から不当な親権行使を受けている子を解放するという点は、民法の成年年齢を引き下げることによるメリットとは言い難い。

#### 5 まとめ

以上検討してきたとおり、民法の成年年齢の引下げは、若年者を将来の国づくりの中心としていくという、国としての強い決意を示すことにつながる。また、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で消費することができるようになるなど社会・経済的に独立した主体として位置づけられるといった点で、有意義であることができる。

国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても、自らの判断と責任において自立した活動をすることができるよう、特段の弊害のない限り、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。

#### 第4 民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点及びその解決策

次に、民法の成年年齢の引下げによってどのような問題が生ずるのか、そしてこれらの問題を解決するためにはどのような対策を講ずるべきか検討を行った。

##### 1 契約年齢を引き下げた場合の問題点

契約年齢を引き下げると、18歳、19歳の者の消費者被害が拡大するおそれがあると考えられる。

すなわち、若年者の消費者トラブルの現状については、消費者問題を専門にし

ている弁護士や国民生活センターの理事等のヒアリングを通じて、①消費生活センター等に寄せられる相談のうち、契約当事者が18歳から22歳までの相談件数は、全体から見ると割合は少ないものの、20歳になると相談件数が急増するという特徴があること②、②悪質な業者が、20歳の誕生日の翌日を狙って取引を誘いかける事例が多いこと、③携帯電話やインターネットの普及により、若年者が必要もないのに高額な取引を行ってしまうリスクが増大していること、④若年者の消費者被害は学校などで連鎖して広がるという特徴があること等が示された。これらの特徴のうち、特に、①、②の事情からすると、未成年者取消権（民法第5条第2項）の存在は、悪質業者に対して、未成年者を契約の対象としないという大きな抑止力になっているものと考えられる。

そうすると、民法の成年年齢が引き下げられ、契約年齢が引き下げられると、18歳、19歳の者が、悪質業者のターゲットとされ、不必要に高額な契約をさせられたり、マルチ商法などの被害が高校内で広まるおそれがあるなど、18歳、19歳の者の消費者被害が拡大する危険があるものと考えられる。

## 2 親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点

### (1) 自立に困難を抱える18歳、19歳の者の困窮の増大

教育関係者、若年者の研究をしている社会学者、発達心理学者、精神科医師等から若年者の現状等についてヒアリングを行ったところ、現代の若年者の中には、いわゆるニート、フリーター、ひきこもり、不登校などの言葉に代表されるような、経済的に自立していない者や社会や他人に無関心な者、さらには

\*17 平成18年度のデータによれば、契約当事者が18歳から22歳までの消費生活相談の件数（かっこ内は全体の割合）は、以下のとおりである（国民生活センター調べ）。

18歳	7061件	(0.64%)
19歳	8624件	(0.78%)
20歳	21708件	(1.95%)
21歳	16151件	(1.45%)
22歳	15740件	(1.42%)

親から虐待を受けたことにより健康な精神的成長を遂げられず、自傷他害の傾向がある脆弱な者等が増加しており、これらの者に対しては、経済的自立や社会に適応できるような自立に向けた様々な援助をする必要があることが示された。

このような状況のもとで、民法の成年年齢を引き下げ、親権の対象となる年齢が引き下げられると、自立に困難を抱える18歳、19歳の者が、親などの保護を受けられにくくなり、ますます困窮するおそれがあるものと考えられる。

また、前記第3の2のとおり、現在の若年者は、精神的・社会的な自立が遅れていること等が指摘されているが、このような状況において民法の成年年齢を引き下げると、法律上の成年年齢と精神的な成熟年齢が現在よりも乖離することになり、若年者のシンジズム（法律上の成年年齢を迎えても、どうせ大人にはなれないという気持ち）が蔓延し、「成年」の有する意義が損なわれるおそれがあるとの懸念が示された<sup>\*18</sup>。

さらに、親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点としては、離婚の際の未成年者の子の養育費が、早期に打ち切られる可能性があるという意見も出された。民法上、成年に達した子についても、親は扶養義務を負うとされているが、親権の対象となる年齢の引下げが、関係者の意識に与える影響という側面においては、上記のような意見にも留意する必要がある。

\*18 なお、ヒアリングで意見を聴取した精神科医師によれば、精神医学的には、成熟度は「コミュニケーション能力（情報伝達能力のみならず、相手の情緒を読みとったり、自分の情緒を適切に表現・伝達する能力を含む）」と「欲求不満耐性（欲望や欲求の実現を待てる能力）」によって決まることができ、両者のバランスがとれた状態が成熟の最低条件であるものと考えられるところ、我が国の若年者については、非社会化的傾向が指摘されていることから、コミュニケーション能力が低く、欲求不満耐性が高いものと思われるが、成年年齢を引き下げ、自己責任を強調することは、欲求不満耐性が高い我が国の若年者を追い込むことになり、突発的な犯罪を犯すなど暴発の危険性があるとの報告がされた。

(2) 高校教育における生徒指導が困難化するおそれ

また、親権の対象となる年齢を18歳に引き下げると、高校3年生で成年(18歳)に達した生徒については、親権の対象とならないこととなり、生徒に対する指導が困難になるおそれもあると考えられる。

すなわち、現在の高校における生徒に対する生活指導は、原則として親権者を介して行っているところ、民法の成年年齢を18歳に引き下げると、高校3年生で成年(18歳)に達した生徒については、親権者を介しての指導が困難となり、教師が直接生徒と対峙せざるを得なくなり、生徒指導が困難になるおそれがある。高校3年生という時期は、大学進学や就職など生徒にとって重要な時期であり、このような時期に適切な指導ができなくなるとすれば、大きな問題であるということができる。

3 民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点を解決するための施策

前記1及び2で検討したとおり、民法の成年年齢を引き下げると、18歳、19歳の者の消費者被害を拡大させるなど様々な問題を生じさせることが懸念される。

そこで、どのような施策を講じ、これらの問題を解決していくべきか検討を行った。

(1) 消費者被害が拡大しないための施策の充実について

前記1で検討したとおり、民法の成年年齢を引き下げると、18歳、19歳の者でも、親の同意なく一人で契約をすることができるようになることから、18歳、19歳の者が悪徳商法などに巻き込まれるなど、消費者被害が拡大するおそれがある。

そこで、18歳、19歳の者が、悪徳商法などに巻き込まれ、消費者被害を被らないような施策を講ずる必要があると考えられる。

ア 消費者保護施策の充実

まず、民法の成年年齢を引き下げても18歳、19歳の者の消費者被害が拡大しないよう、消費者保護施策の更なる充実を図る必要があると考えられる。

その具体的な施策の内容は、所管府省庁において詰められるべきものであるが、部会における調査審議の過程においては、①若年者の社会的経験の乏しさに基づいて取引等が行われにくいよう、取引の種類や若年者の特性(就労の有無、収入の有無等)に応じて、事業者に重い説明義務を課したり、事業者による取引の制勝を制限する<sup>\*19</sup>、②若年者の社会的経験の乏しさによる判断力の不足に乗じて取引が行われた場合には、契約を取り消すことがで

\*19 消費者契約法(平成12年法律第61号)は、「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものとなるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について制勝をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。」(第3条第1項)と定めている。書面交付等も含めて、事業者からの消費者に対する情報提供義務等を規定した法律としては、旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の4、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条、第37条、朝日販売法(昭和36年法律第159号)第9条、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第4条等がある。

\*20 例えば、18歳、19歳の者が、一定額以上の契約を行う場合や、特定商取引に関する法律に定める一定の種類の取引を行う場合には、事業者に対し、年齢、職業、収入等について証明書類の提示等を受けさせるなどの調査義務を課し、これに違反した場合には契約を取り消すことができるようにするという意見も出された。

きるようにする”<sup>21</sup>、③若年者が消費者被害にあった場合に気軽に相談できる若年者専用の相談窓口を消費生活センター等に設ける”<sup>22</sup>、④18歳、19歳の者には契約の取消権がないということをして18歳、19歳の者に自覚させるような広報活動をする、⑤特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第7条第3号、特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年通商産業省令第89号)第7条第2号では、老人その他の者の判断力の不足に乗じて一定の取引をした場合には、主務大臣が販売業者に対し、必要な措置を指示することができる旨の規定が置かれているが、ここに「若年者」を付け加えるなどの意見が出された。民法の成年年齢を引き下げても、若年者の消費者被害が拡大しないよう、消費者保護施策が実効的に行われることが望まれる。

なお、本年5月29日、消費者庁及び消費者委員会設置法が国会において成立し(平成21年法律第48号)、今秋にも消費者庁が発足する見込みで

<sup>21</sup> 消費者契約法第4条第1項は、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める認識をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。(以下略)」と規定している。

<sup>22</sup> 取消権を付与することについては、①一般的に、消費者の経験さや、経験不足に乗じて取引を行って事業者が利得した場合には、契約を取り消すことができるという規定を設けることと、②一定の年齢層(例えば、18歳から20歳まで)の者が、契約締結によつて見過ごすことができない不利益を被った場合には、当該契約を取り消すことができるようにすることが考えられるが、②案については、一定の年齢層の者に契約の取消権を付与すると、若年者の取引が必要以上に制限されかねないことから、このような取消権は、その付与を望む者のみに認めることが妥当であるという意見も出された。

なお、相手方の窮迫・軽率・無経験に乗じて、過大な利益を獲得する行為については、公序良俗に反し、無効であると解されており(大審院昭和9年5月1日判決(民集13巻875頁))、上記①案は、これを取消権という形で、明文化するものといえる。

<sup>23</sup> なお、相談窓口の設置場所、相談員の人員の配置については、適切に行われるよう配慮すべきであるとの意見も出された。

あるが、消費者庁による消費者行政の一元化が実現すれば、若年者の消費者被害に関する対策も含め、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができて社会的実現に向けた関係施策の充実(同法第3条)を期待することができると考えられる。

## イ 消費者関係教育の充実

また、民法の成年年齢を引き下げても消費者被害が拡大しないようにするため、若年者が消費者被害から身を守るために必要な知識等を習得できるように消費者関係教育を充実させることも必要であると考えられる。具体的には、①法教育の充実<sup>24</sup>、②消費者教育の充実<sup>25</sup>、③金融経済教育の充実<sup>26</sup>が必要であると考えられる。

そして、これらの教育については、単に知識を与えるのでは不十分であり、ロールプレイングや生徒相互間の議論を行うなどして、契約をすることの意実感をもちて学習させ、若年者の一人一人が本場に望む契約をするにはどうしたらよいかなどについて、自立した判断ができるように行うていく必要がある。

<sup>24</sup> 法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味する」とされている(平成16年11月・法教育研究会報告書)。法教育の本身には様々なものが考えられるが、ここでは、消費者被害の拡大が問題となっていることから、契約に関する様々な教育(契約の意義、成立の要件、解消することのできる場合とできない場合などの理解)を行う必要があるものと考えられる。

<sup>25</sup> 部会においては、クーリングオフの制度や国民生活センターの役割等消費者保護制度の基本や悪徳商法の特徴、対策などを教える必要があるとの指摘がされた。

<sup>26</sup> 金融庁金融経済教育懇談会第8回合資資料によれば、金融経済教育とは、「国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつづつ自立した個人として判断し意思決定する能力(=金融経済リテラシー)を身につけ、充実にするための機会を提供すること」と定義されている。

この点について、改訂前の学習指導要領において、消費者教育等について盛り込まれているものの、実際には十分に行われていないのではないかとという意見も出されたが、平成20年3月に改訂された小中学校学習指導要領(小学校については平成23年度から、中学校については平成24年度から全面实施)、平成21年3月に改訂された高等学校学習指導要領(平成25年度から全面实施)においては、社会科・公民科や家庭科等において、消費者教育や法教育、金融経済教育等の充実が図られたところである。今後は改訂された学習指導要領の趣旨が学校現場で着実に実施されるよう、教科書の充実、教材の開発、教員の研修、先進事例の開発・収集・発信等の施策を一層充実させ、若年者の一人一人が自らが本心に望む契約をするにはどうしたらよいかなどについて、自立した判断ができるよう教育の充実が図られることが期待される。

#### (2) 若年者の自立を援助するための施策の充実について

前記2(1)で検討したとおり、民法の成年年齢の引下げにより、自立に困難を抱える18歳、19歳の者がますます困窮したり、若年者のシニジズムが蔓延し、「成年」の有する意義が損なわれるおそれがあると考えられることから、若年者の自立を援助するための施策を充実させる必要があるものと考えられる。

そして、若年者の自立を援助するための施策には様々なものが考えられ、その具体的内容は所管府省庁において詰められるべきものであるが、部会における調査審議の過程においては、前記第3の2の①から⑤までの各施策が必要であるとの意見が示された。

この点について、平成20年12月、青少年育成に係る政府の基本理念及び中長期的な施策の方向性を示した新しい「青少年育成施策大綱」の策定が行われ、ニートやひきこもりなど自立に困難を抱える青少年を総合的に支援するた

めの取組として、地域における支援ネットワークの整備や、情報を関係機関間で共有するための仕組の整備等についての検討を行うこと等が盛り込まれた。そして、本年7月1日、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備を行うことや、ニート等の社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を行うこと等を定めた子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)が国会において成立した。青少年育成施策大綱等の内容を踏まえた、若年者の総合的な支援に向けた一層の取組が期待されることである。

#### (3) 高校教育の生徒指導上の問題点の解決策

前記2(2)のとおり、民法の成年年齢を18歳に引き下げると、高校3年生で成年(18歳)に達した生徒についての指導が困難になるおそれもある。

この問題の解決策としては、高校入学時に、在学中の指導等は親権者を介して行う旨の約束をするなどの方策が考えられるが、学校における学習指導のみならず、学校外における行動や生活に関する指導までも行っている現在の学校教育の現状にかんがみると、教師、生徒及びその親権者の意識改変はもろもろのこと、成年に達した生徒に対してどのような指導を行っていくかについてのルール作りも必要になるものと考えられる。

#### (4) 一般国民への周知徹底等

民法の成年年齢は、契約年齢及び親権の対象となる年齢を定めているとともに、民法以外の多数の法令において、各種行為の基準年齢とされており、その引下げは、国民生活に重大な影響を与えることになる。

現在、関係府省庁において、年齢条項の引下げについて検討が行われているところ、民法以外の法令の中には、民法の成年年齢と連動する方針のもの、そうでないものとが混在している。民法の成年年齢の引下げが行われる場合、

何が変わることになるのか、国民生活にどのような影響を及ぼすのかなど、一般国民、特に大きな影響を受ける若年者にとって理解しやすい形で、周知徹底を図る必要がある。

#### 4 民法の成年年齢を引き下げる時期

以上検討してきたとおり、民法の成年年齢の引下げを行う場合の問題点の解決に資する施策は、関係府省庁において検討され、実施に向けた取組が行われているところであり、その効果が十分に発揮され、若年者を中心とする国民に浸透していくことが近い将来期待されるものの、これらの施策はその性質上、直ちに効果が現れるというものではなく、その効果が実際に現れ、国民の間に浸透するのには、ある程度の期間を要するものと考えられる。

そうすると、現時点で直ちに民法の成年年齢の引下げの法整備を行うことは相当ではないと考えられ、民法の成年年齢の引下げの法整備を行う具体的時期は、関係府省庁が行う各施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度を尾極める必要がある。そして、上記各施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度については、国民の意識を踏まえて判断をする必要があると考えられる。このように考えることは、世論調査において、契約年齢を18歳に引き下げることにより約8割の国民が反対をしている一方、一定の条件整備を行えば契約年齢の引下げに賛成という者が6割を超えるという結果<sup>\*)</sup>が出ていることとも整合的であり、一般国民の意識にも合致している。

そして、現在の20歳という民法の成年年齢は、法律の世界のみならず、社会の様々な局面において、一般国民の意識として、大人と子どもとの範囲を画する基

<sup>\*)</sup>27 平成20年7月、内閣府により、「民法の成年年齢に関する世論調査」が実施され、同年9月、その結果が公表された。内閣府のホームページに世論調査の調査票及び詳細な結果が掲載されている (URL: <http://www8.cno.go.jp/survey/h20/h20-minpou/index.html>) ので、参照されたい。

準となつていることに照らせば、国民の意識は、民法の成年年齢の引下げの法整備を実施するタイミングを決する上で、重要な要素というべきであり、それを最も適切に判断できるのは、国民の代表者からなる国会であるといえることができる。

以上によれば、現時点で直ちに民法の成年年齢の引下げを行うことは相当ではなく、民法の成年年齢引下げの法整備の具体的時期は、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やこれについての国民の意識を踏まえた、国会での判断に委ねるのが相当である。

#### 第5 その他の問題点

##### 1 民法の成年年齢を引き下げる場合の成年に達する日

民法の成年年齢を引き下げる場合、いつをもって成年に達する日とすべきかについて、部会の調査審議において、満18歳になる日とする考え方 (A案)、18歳に達した直後の3月の一定の日 (例えば3月31日など) に一齐に成年とする考え方 (B案)、満19歳になる日とする考え方 (C案) が提示された。

そこで、いずれの案を採用すべきか議論を行ったところ、前記第2で検討したとおり、選挙年齢と民法の成年年齢は、特段の弊害のない限り一致させることが適当であると考えられることから、選挙年齢が国民投票年齢と一致するよう「満18歳以上」に引き下げられるとすれば、民法の成年年齢を引き下げた場合に生ずる問題点を解決した上、民法の成年年齢も18歳に引き下げるのが適当であり、その場合、満18歳に達する日をもって成年とするA案が相当であると考えられる。

したがって、民法の成年年齢の引下げを行う場合は、選挙年齢が国民投票年齢と同じく「満18歳以上」に引き下げられるのであれば、満18歳に達する日に成年とすべきである。

## 2 養子をとることができる年齢

現在の民法においては、養子をとることができる年齢（以下「養親年齢」という。）は、成年と定められており（民法第792条）、契約年齢、親権の対象となる年齢と一致している。

しかしながら、契約年齢と親権の対象となる年齢については、若年者自らが親の保護を離れて契約をしたり、その他の行動を行うのに適した年齢を定めているのに対し、養親年齢は、他人の子を法律上自己の子とし、これを育てるのに適した年齢を定めており、必ずしも両者を一致させる必要はない。諸外国の立法例をみても、私法上の成年年齢（契約を一人ですることができる年齢）より上に養親年齢を設定している国も多くみられる<sup>\*28</sup>。

そこで、民法の成年年齢を引き下げた場合、養親年齢についても引き下げたべきか（甲案）、現状のままとすべきか（乙案）、それとも現状より引き上げるべきか（丙案）について議論を行ったところ、養子をとるということは、他人の子を法律上自己の子として育てるという相応な責任を伴うことであり、民法の成年年齢を引き下げたとしても、養親年齢は引き下げたべきではなく、また、20歳で養子をとることができるという現状で特段不都合が生じていないことからすると、現状維持（20歳）とすべきである（乙案）という結論に達した<sup>\*29</sup>。

したがって、民法の成年年齢を引き下げた場合でも、養親年齢については、現状維持（20歳）とすべきである。

## 3 婚姻適齢

現在の民法においては、婚姻適齢は男子は18歳、女子は16歳とされており、

<sup>\*28</sup> イギリスでは成年年齢を18歳、養親年齢を21歳と、ドイツ、スペインでは成年年齢を18歳、養親年齢を25歳、フランスでは成年年齢を18歳、養親年齢を28歳と設定している。

<sup>\*29</sup> なお、養親年齢については、養子制度全体を見直す機会があれば、その際に改めて検討をすべきであるとの意見も出された。

未成年者は父母の同意を得て婚姻をすることができる（民法第731条、第737条）。

民法の成年年齢を18歳に引き下げた場合、男子は成年にならなければ婚姻することができないのに対し、女子は未成年（16歳、17歳）でも親の同意を得れば婚姻をすることができることになる。

そこで、民法の成年年齢を18歳に引き下げた場合、婚姻適齢について、現状のまま（男子18歳、女子16歳）とするか（X案）、男女とも18歳にそろえるか（Y案）、男女とも16歳にそろえるか（Z案）について議論を行ったところ、婚姻適齢については、以前、法制審議会において検討を行い、男女とも婚姻適齢を18歳とすべきであるという答申を出しており<sup>\*30</sup>、これを変更すべき特段の事情は存しないことから、男女とも18歳にそろえるべきである（Y案）という結論に達した。

したがって、民法の成年年齢を引き下げた場合には、婚姻適齢については男女とも18歳とすべきである。

## 第6 結論

民法の成年年齢を18歳に引き下げたことは、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で費消することができるなど社会・経済的に独立の主体として位置づけられることを意味する。国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、民法の成年年齢を18歳に引き下げることが適当である。このようにして、18歳以上の者を、政治面のみに

<sup>\*30</sup> 平成8年2月26日法制審議会総会決定（民法の一部を改正する法律案要綱）

(別添)

## 【参考資料1】 ヒアリングの結果について

### 1 ヒアリングの概要

部会では、以下のとおり、平成20年4月から同年9月までの間、6回にわたり、教育関係者、消費者関係者、労働関係者、若年者の研究をしている社会学者・発達心理学者・精神科医師、親権問題の関係者等から、民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点の有無及びその内容、引下げの是非等に関する意見を聴取した。

ヒアリングの結果、成年年齢の引下げの是非に関する意見は、賛否両論に分かれたが（後記3、4を参照）、現在の若年者は様々な問題を抱えており（後記2を参照）、成年年齢を引き下げたためには、一定の環境整備をする必要がある（後記5を参照）との点では、ほぼ認識を共通にしていた。

#### （ヒアリングの内容）

- (1) 第2回部会（平成20年4月15日） 教育編  
商業高校及び普通高校の学校長，教育学者
- (2) 第3回部会（同年5月13日） 消費者編  
国民生活センターの理事，日本弁護士連合会消費者問題対策委員会及び子どもの権利委員会に所属する弁護士
- (3) 第4回部会（同年6月3日） 雇用・労働編  
労働政策の研究者，企業の法務担当者，労働組合の執行委員
- (4) 第5回部会（同年7月1日） その他1  
発達心理学者，社会学者，精神科医師
- (5) 第6回部会（同年7月2日） その他2  
発達心理学者，教育実務家，認知神経科学者
- (6) 第7回部会（同年9月9日） 親権編  
児童養護施設の長，日本弁護士連合会家事法制委員会に所属する弁護士，民法学者

ならず、経済活動の場面ににおいても一人前の「大人」として処遇することは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながり、若年者及び社会にとって大きな活力をもたらすことが期待される。

とはいえ、現代の若年者は「大人」としての自覚に欠けているという指摘があり、民法の成年年齢を18歳に引き下げれば自然にこのような問題が克服されるとは考えられない。また、民法の成年年齢を引き下げると、消費者被害の拡大など様々な問題が生ずるおそれもある。したがって、民法の成年年齢の引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。現在、関係府省庁においてこれらの施策の実現に向け、鋭意取組が進められているが、民法の成年年齢の引下げの法整備は、これらの施策の効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れた段階において、速やかに行うのが相当である。

そして、国民の意識を最も適切に判断できるのは、国民の代表者からなる国会であるということができるので、民法の成年年齢の引下げの法整備を行うべき具体的時期については、これらの施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断にゆだねるのが相当である。

## 2 若者が抱える問題点について

ヒアリングでは、現在の若年者は、以下のような問題点を抱えているという指摘があった。

### (全体的な特徴)

- ・ 自主自律的に行動することができず、指示待ちの姿勢をとる若年者が多い。
- ・ 服装の乱れ、公共交通機関における乗車マナーの悪化、万引き等の増加などに表れているように、規範意識が低下している。
- ・ 感情を抑制する力や、根気強さが不足している。
- ・ 身体的には、早熟傾向があるにもかかわらず、精神的・社会的自立が遅れる傾向にある。これは、幼少期からの様々な直接体験の機会や異年齢者との交流の場が乏しくなったこと、豊かで成熟した社会のもとで人々の価値観や生き方が多様化したことが理由であると考えられる。

・ ゲームや携帯電話の影響により、人間関係をうまく築くことができないう若年者や、バブル崩壊の影響で、自分の人生に夢を見ることができないなど将来に希望を持つことができないう若年者が増加している。

・ いわゆるモラトリアム傾向が強くなり、進学も就職もしようとしないう若年者や、進路意識や目的意識が希薄なままとありえず進学をするなどの若年者が増加している。

・ ニート、フリーター、ひきこもり、不登校など、若者の非社会化（社会や他人に無関心な状態）が進みつつある。

・ リストカットや自傷行為などの病を持つ若年者が増加している。

### (消費者関係の問題)

- ・ 若年者に関する消費者関係事件の相談としては、パソコン及び携帯電話の購入に関するもの並びにキャッシュサービスに関するものなどが多く、「無料」、「格安」、「儲かる」などの言葉を安易に信じ、騙されやすい。
- ・ アルバイトをするなどして稼いだお金を、本来は貯蓄をするなど計画的に管

理をしなければならぬのに、外食や遊興費などに費やしてしまうなど、財産管理能力が低い。

### (労働関係の問題)

- ・ 従前は高校などを通じて若年者にも適切な職業紹介が行われ、正社員として就職しキャリア形成が行われてきたが、近年、若年者がパートやアルバイトなど非正規雇用に就く機会が増加している。非正社員と正社員の待遇格差は、年齢上昇とともに拡大し、10代で非正社員になることはキャリア形成上大きなリスクがある。また、非正規雇用は、学校卒業の仕組みとは異なり、応募内容と実際の労働内容が異なっていたり、劣悪な労働条件が隠されていたりする危険性が高い。

### (親権関係の問題)

- ・ 高度経済成長の結果、核家族化が進行し、子育ての負担が父母のみにかかるようになったことなどから、両親から虐待を受ける子が増加している（なお、虐待を受けた子を保護する児童養護施設等は、大人教を収容する施設が多く、また、ほぼ満床状態であり、個別的な援助を十分にすることができない）。
- ・ 親から虐待を受けた結果、自分を大切な存在であると思えなくなり、自傷他害などの問題行動や、他者とのコミュニケーションに問題を抱え、社会的自立が困難な若年者が増加している。

## 3 引下げに賛成の意見の概要

- ・ 高校3年生で成人を迎えることによつて、高校教育の場で、成人の意味や大人になるための教育を、現実味をもって指導することが可能になる。
- ・ 高学歴化が進む中、大人への移行期が長期化しているが、だからこそ成年年齢を引き下げ、若年者が早期に社会の一人前の構成員になるという意識付けを行うべきである。
- ・ 従前の我が国の若者政策は雇用対策が中心で、若年者の自立を促すためには

どうしたらよいかという視点が希薄であり、若年者が経済的、社会的、職業的に自立を果たせるよう若者に関する施策を充実させる必要がある。成年年齢の引下げを、日本の若者政策の転換の契機とすべきである。

- ・ 両親が離婚した場合、その子の親権の帰属をめぐって争いがしばしば生ずるが、このような争いから18歳、19歳の子が解放されることになる。
- ・ 親からの虐待を受けている18歳、19歳の子が親権から解放され、自由に居所等を定めることができる（なお、児童虐待の対象は低年齢児であり、成年年齢の引下げによって得られる効果は小さいとの指摘もあつた。）。

#### 4 引下げに反対の意見の概要

- ・ 現在の消費者トラブルの状況（国民生活センター等に寄せられる相談件数は20歳になると急増する。また、20歳になった誕生日の翌日を狙う悪質な業者も存在する。）からすると、民法第5条（未成年者取消権）が、悪質な業者に対する抑止力になっていいると考えられるが、成年年齢を18歳に引き下げると、消費者トラブルが若年化するおそれがある。
- ・ 若年者の消費者被害の特徴として、被害が学校などで連鎖して広がるという特徴が挙げられるが、成年年齢を18歳に引き下げると、マルチ商法などが校内で広まる危険性がある。
- ・ 消費者被害が生じないような環境ができれば、成年年齢の引下げも可能ではあるが、悪質な業者は、法の規制の隙を狙うはずであり、そのような環境整備が実際にできるか疑問である。
- ・ 成年年齢を引き下げると、高校生でも契約をすることができるようになり、借金をしたり、借金を返すために劣悪な労働に従事する若者が出てくるおそれがある。
- ・ 現在でも親の保護を十分に受けられていない層の若者が、益々保護を受けられず、困窮するおそれがある。

- ・ 精神医学の世界では、若者が成熟する年齢は、30歳であるとか、35歳から40歳くらいであるという意見があり、法律上の成年年齢を引き下げると、法律上の成年年齢と実際上の成熟年齢が現在よりも乖離することになり、若者のシニニズム（成年年齢に達したとしても、どうせ子どもだし、自立できないという意識）が進む可能性がある。

・ 精神医学的には、成熟度を「コミュニケーション能力（会話能力のみならず、相手の感情を読みとったり、それに応じて行動できる能力）」と「欲求不満耐性（欲求や欲望の実現を待てる能力）」により測ることができ、両者がバランスよく取れていることが大切であるが、日本の若者は、引きこもりなど社会化の傾向が進んでいることを考えると、「欲求不満耐性」は強いが、「コミュニケーション能力」を欠く若者が多いと思われる。このような若者に対しては、成年年齢の引下げをして、自己責任を強調することは、若者たちを追い込むことになり、突発的に凶悪犯罪を敢行するなどの暴発を起こす危険性がある。

- ・ 近年の研究によると、脳に機能的な障害があり、数に対するセンスが欠けている算数障害（明らかに経済的に破綻すると分かっているが、開金融から借金を繰り返すなど欲望をコントロールできない）や注意欠陥障害（ある物事に注意が集中してしまふと、他の物事に気がつかない）など発達障害を抱えている者が6%から10%ほど存在することが分かったが、発達障害者に対する理解や社会の対策が不十分なまま成年年齢の引下げをすると、発達障害者の生きづらさが激化し、キレたり、凶悪犯罪を敢行したりする若者が増える危険性がある。

・ 成年年齢の引下げに必要な教育の充実は、授業時間数の制約から困難であり、若者の自立を促すための政策も後回しなる可能性が高い。

- ・ 離婚後の養育費の支払期間は20歳までとするのが一般的であるところ、成年年齢の引下げに伴い、養育費の支払期間も18歳までに短縮されるおそれがあり、その結果、子の大学進学機会が狭められたり、経済的に困窮する家庭の

もとで子が虐待を受けることが増加するおそれがある。

## 5 必要となる環境整備についての提言

- ・ 経済活動の基本である民法や商法の基本や、電子契約のシステム、ルールなどに關する教育の充実
- ・ 若年者が消費者トラブルに巻き込まれないように、お金の契約の問題に關する教育の充実
- ・ インターネット等の労働実践教育や、仕事の探し方、さらには労働の意義（働くことの尊さ、喜び等）などに關する労働教育、成人教育（いわゆるキャリア教育）の充実
- ・ 多様な価値観や文化で構成される現代社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現のために寄与することができよう、社会の仕組みを学び、また、社会における自己の権利や義務などを学ぶことができる教育（いわゆるシテイズンシップ教育）の導入、充実
- ・ 若者の「自立」に關する世間・親の意識改革（通常のルールに乘れなかったニート、ひきこもり等の人々に対して周囲が寛容になること等）
- ・ （虐待を受ける子や、虐待を受けた結果社会的自立が困難となった者を減らす必要があることから）児童福祉施設の人的、物的資源の充実、子育てを社会が支え合っで行うという仕組みの充実

## 6 その他の意見

- ・ 高校生が18歳になるとともに順に成人になるというのは、高校における指導・教育に支障をきたすおそれがあるので、高校卒業時から4月1日までの間の適切な日をもって、一者に成人になるものとするとするか、あるいは、19歳を成人とすべきである。
- ・ 欧米諸国で成年年齢が引き下げられた主な理由として、日本には存在しない

徴兵制が影響していることや、成年年齢が引き下げられた1960年代、70年代は、児童虐待が深刻化する前であったことも考慮する必要がある。

- ・ 選挙年齢を引き下げるとは、若年者に選挙権を付与するだけであるが、民法の成年年齢の引下げは、18歳、19歳の若年者に契約を一人ですることができる権利等を付与する一方、親の同意を得ないでした契約が取り消せなくなるなど保護の切下げにもつながる。したがって、選挙年齢の引下げと民法の成年年齢の引下げは、切り離して議論すべきである。

## 〔参考資料2〕 高校生等との意見交換会の結果について

### 1 概要

平成20年5月から7月までの間、3回にわたり、部会のメンバーが、高校、大学に赴き、高校生、大学生（留学生を含む。）との間で、成年年齢の引下げについて意見交換を行った。

これは、成年年齢の引下げを検討するに当たり、成年年齢の引下げによって一番影響を受けることになる18歳、19歳前後の若者の率直な意見を聞きたいという意見が部会が出されたことから実施されたものである。この意見交換会は、ある特定の高校及び大学の生徒・学生と意見交換を実施したものであり、必ずしも若者全体の意見を集約したものではないが、その中でもなるべく幅広い意見を聴取できるように、高校における意見交換会については、普通高校のみならず商業高校も対象に含め、また、大学における意見交換会については、特定の学部及び出身国に偏らないよう配慮しつつ、日本人学生及び外国人留学生との意見交換会を実施した。

なお、本意見交換会は、対象者が高校生や大学生であり、議事を記録すると自由な発言が阻害されるおそれが高いことや、意見交換会の目的が若者の意見を集約することにはなく逐語の議事録を残す必要がないことなどから、議事録の作成はしないこととし、その代わりに、意見交換会に出席した部会の委員、幹事から、部会において、その結果、感想等の報告を受けた。

それぞれその意見交換会における結果、感想等の概要は、以下のとおりである。

### 2 商業高校における意見交換会について

(日 時)

平成20年5月30日(金)午後3時30分～午後4時30分

(参加者)

部会の委員・幹事・関係官 10名

高校生 15名(16歳から18歳の高校2年生、高校3年生)

(高校生の意見の概要等)

部会の委員・幹事・関係官は3、4名を、高校生は5名を1組として、3組に分かれて意見交換を実施した。意見交換会の結果、感想等の報告の概要は、以下のとおりである。

- ・ 成年年齢の引下げの議論は、大半の高校生が知らなかった。
- ・ 成年年齢の引下げについては、まだ高校生なのに急に大人といわれても困る、社会のことをもっと学んだ上でないと成人という自覚は生じないなどと、多くの高校生が反対であった。

もともと、すぐに自分が大人になることについては、不安があるが、数年前(自分が高校に入る前後)から18歳で成人であると言われると、心の準備はできずと思う、18歳で成人となっても対応できるし、自覚も持っているので賛成であるという意見もあった。

- ・ どのような節目で大人になると感じるかについては、大学を出て就職したとき、給料を得て生活をまかなえるようになったとき、他者の迷惑にならないように仕事ができるようになったときなどの意見があった。

- ・ 大人になることについては、大変そう、夢が持てないなど否定的なイメージを持っているが、身近な大人である親や学校の先生などについては好意的な印象を抱いている高校生が多かった。これから入っていくか否かならばいい「社会」に対して、不安を抱いていた、夢が持てないのではないかと考えられる。

- ・ 契約については、成年年齢が下がると高校3年生でも契約をすることができようになるが、マルチ商法に巻き込まれたりするのではないかと不安があるという意見があった一方、20歳でも騙される人は騙されるし、18歳でも賢い人はいるのであって、成年年齢の引下げにはあまり関係がない

のではないかとこの意見もあった。

- ・ アルバイトをしている高校生も多く、中には月に8万円も稼いでいる生徒もいたが、アルバイトをしていることは、必ずしも自立をしていることにはつながらないという意見があった。なお、アルバイトをして稼いだお金については、親の同意なく使っているのが現実であり、法律上も親の同意なく使えるようにしたらどうかという意見があった。
- ・ 高校を卒業したら一人暮らしをしたいという高校生はほとんどいなかかった。高校生の多くが、豊かな家庭の中で、居心地がよいと感じており、その関係の中から出て行くことに不安があるのではないかと思われる。

- ・ 選挙については、選挙権が与えられれば投票に行くと思うという意見が多かった。民法の成年年齢の引下げについては、経済的な自立をしなければいけないということとで高校生の多くは強い不安を抱いているようだが、選挙年齢の引下げについては、特段不利益を受ける話ではないので受け入れやすいのかもかもしれない。

### 3 普通高校における意見交換会について

(日時)

平成20年6月2日(月) 午後3時40分～午後4時40分

(参加者)

部会の委員・幹事・関係員 7名

高校生 17名(17歳から18歳の高校3年生)

(高校生の意見の概要等)

- 部会の委員・幹事・関係員は2, 3名を、高校生は5, 6名を1組として、3組に分かれて意見交換を実施した。意見交換会の結果、感想等の報告の概要は、以下のとおりである。

- ・ 成年年齢の引下げの議論については、大半の高校生が知らなかった。

- ・ 成年年齢の引下げについては、社会を知らないので18歳で急に大人だと言われても困る、同じ高校生に成年者と未成年者が混じるのはよくないのではないかと、受験の最中に成人式を行うのは困るなど、多くの高校生が反対であった。また、日本は戦争をしない国で徴兵制もないのであるから、そのあかしとして、成年年齢は20歳のままでよいのではないかとこの意見もあった。

一方、悪人に騙されないように勉強するなどの十分な準備期間があれば18歳でもよい、制度を変える場合には、分かりやすい制度にしてほしいという意見もあった。

- ・ 何歳ぐらいで大人になると思うかという質問に対しては、大学を卒業した時、親から自立して仕送りするようになった時などの意見があった。
- ・ 契約に関しては、携帯電話を購入するなど簡単なものであればよいが、土地取引など難しいものについては、18歳は無理ではないかとの意見が出された。また、現実問題として、小遣いの範囲内であれば親に相談せず洋服などを購入しているが、高額な商品を購入する場合は親と相談しないとできない、契約は親にしてもらっているのも自分でする必要性を感じないとの意見が出された。

- ・ アルバイトをしている高校生も多く、稼いだお金は洋服の購入や飲食に使っている者が多かったが、なかには進学後の学費を貯めている者もいた。
- ・ 結婚については、法律上18歳で親の同意なく結婚できるようになったとしても、18歳では家庭を養っていけないし、そもそも親から祝福されないうで結婚しても嬉しくない、むしろ婚姻適齢に男女差があることを是正するべきではないかとの意見があった。
- ・ 政治については、選挙年齢が18歳になったら必ず投票するという意見もあった一方で、よく分からないので棄権すると思う、人気投票になってしまいう危険性がないかとの意見もあった。

4 大学における留学生との意見交換会について

(日 時)

平成20年7月3日(木)午後3時～午後4時

(参加者)

部会の委員・幹事・関係官 10名

留学生13名(20歳から25歳。出身国は、アメリカ、ブラジル、中国、

カナダ、韓国、イタリア、フランス、ブルネイ、ウガンダ)

(留学生の意見の概要等)

部会の委員・幹事・関係官は3, 4名を、留学生は4, 5名を1組として、3組に分かれて意見交換を実施した。意見交換会の結果、感想等の報告の概要は、以下のとおりである。

- ・ 大人のイメージについては、何でも自分で決められる、自由である、大人に早くなりたかったと肯定的なイメージを抱いている留学生が多かったが、大人になると自分で働いて稼がなければならぬのでなりたいとは思わなかったと否定的なイメージを抱いている留学生もいた。
- ・ 日本人学生のイメージとしては、同世代と比較して大人に見えるという意見もあったが、日本ではいい大学に入れば就職することが難しくなく、ため、やりたいことがはつきりせず、自立心が足りない学生が多いという意見もあった。
- ・ 日本において成年年齢を引き下げることについては、大半の留学生が問題がないという意見であったが、成年になる前にいろいろチャレンジして失敗しても許される期間を保障するという意味で、引き下げることには反対であるという意見もあった。
- ・ 選挙年齢については、18歳が妥当であると思うが、選挙年齢と成年年齢は必ずしも一致する必要はないのではないかという意見もあった。

5 大学における日本人大学生との意見交換会について

(日 時)

平成20年7月3日(木)午後4時30分～午後5時30分

(参加者)

部会の委員・幹事・関係官 10名

日本人大学生 17名(18歳から21歳まで)

(大学生の意見の概要等)

部会の委員・幹事・関係官は3, 4名を、大学生は5, 6名を1組として、3組に分かれて意見交換を実施した。意見交換会の結果、感想等の報告の概要は、以下のとおりである。

- ・ 成年年齢の引下げの議論については、大半の学生が知っていた。
- ・ 成年年齢の引下げについては、どちらかといえば反対の学生が多く、高校を卒業しただけでは社会も知らないで成年といわれても無理である、高校では大学受験のための教育しか行われておらず高校教育だけでは判断能力を身に付けられないという意見があった。一方、引下げによって判断力や自立心が醸成される、18歳にしてもそれほど問題は起こらないのではないかとして、引下げに賛成する者もいた。
- ・ なお、賛成、反対いずれの立場の者も、成年年齢を引き下げたためには、契約に関する教育や責任感を醸成するための教育など教育を充実させる必要があるとの点では、共通していた。ただし、現状の高校教育は受験一辺倒であり、そのような教育を行う余裕があるのか疑問であるという意見もあった。
- ・ 大人になるということについては、自分の稼いだお金で自分で生活できることである、何でも自分で決定できることである、自分の行動について自分で責任をとることができることであるという意見があった。
- ・ 将来の就職については、明確な希望を持っている学生もいたが、やりがいがあつてお金がもうかる仕事に就きたい、有名企業で収入が多いところに就

職したいなどと漠然とした回答をする学生も多かった。

- ・ 大半の学生がアルバイトをしていてしたが、アルバイト代は、趣味や遊興費に費消するという学生も多かった。
- ・ 選挙年齢については、成年年齢と一致させた方が明確で分かりやすいという意見があった一方、年齢条項をどうするかは事柄ごとに考えればよく、必ずしも一致させる必要はないのではないかという意見もあった。
- ・ 諸外国の流れは、成年年齢を18歳にするということかもしれないが、日本は文化も価値観も違うので、必ずしも従う必要はないのではないかという意見もあった。
- ・ 大学生との意見交換会には、18歳から21歳の学生が参加したが、成熟度にばらつきがあると感じられ、これは年齢による差というよりも、それまでの生活体験の内容や、異文化体験の有無などが影響しているのではないかと思われる。
- ・ 高校生との意見交換会では、大人に対して否定的なイメージをもっている生徒が多かったが、大学生との意見交換会では、自分の意見で何事も決定できるので楽しみであるなどと肯定的な意見を述べた学生も多かった。

## 民法の成年年齢の引下げに関する意見書

2016年（平成28年）2月18日  
日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることについては、慎重であるべきである。

## 第2 意見の理由

## 1 はじめに

## (1) 民法の成年年齢引下げについての検討の経過

民法（明治29年法律第89号）は長らく成年年齢を20歳と定めてきた（民法第4条）ところ、2007年5月に成立した日本国憲法改正手続に関する法律（国民投票法。平成19年5月18日法律第51号）は、満18歳以上が国民投票の投票権を有するとし、同法附則第3条第1項（現在では附則（平成26年6月20日法律75号）3項）では「満十八年以上満二十年未満の者が国民選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と定められた。

この附則を受けて、法制審議会は、第160回会議（2009年10月28日）で民法の成年年齢を18歳に引き下げることが適当であるとする「民法の成年年齢引下げについての最終報告書」（以下「最終報告書」という。）を採択し、法務大臣に答申した（注1）。

そして、2015年6月17日、公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）が改正され、選挙年齢を18歳に引き下げることとなった。そこで、同附則第3条第1項が選挙年齢とともに検討課題とした民法の成年年齢引下げの問題があらためてクローズアップされることとなった。

## (2) 成年年齢引下げの意義と問題点

この問題に関し、当連合会は、2008年10月21日付け「民法の成年年齢引下げの是非に関する意見書」において「現時点での引下げには慎重であるべきである。」と意見し、2009年9月10日付け「民法の成年年齢の引下げの議論に関する会長声明」においても「民法の成年年齢を引き下げるとい

結論をまとめるためには、いまだ多くの検討課題がある」と指摘した。

当連合会の上記意見書等にも述べているとおり、もとより未成年者であっても、人として、成人と同様の基本的人権を有しており、その自己決定権は十分に尊重されるべきである。特に、中学や高校の卒業後に働いている子どもたちにとつては、成人と同様の社会生活を営み、納税の義務を果たしているが、未成年者として扱われる結果、居宅の賃貸借契約等の生活上必要な契約行為にも親権者の同意が必要となっており、その自己決定権が制約されていることは否定できない。成年年齢を18歳に引き下げること、自己決定権を早期に十分に実現し、大人としての自覚を促すことができるなど、民法の成年年齢の引下げには積極的に評価できる面もある。

また、国際的にも、欧米諸国やロシア、中国等多くの国が、18歳を私法上の成年年齢としており、成年年齢の引下げは、かかる国際社会に適合する制度を実現する点においても意義がある。

しかしながら、現時点においては、以下に述べるとおり、成年年齢引下げによる多くの問題点（未成年者取消権の喪失、親権対象年齢の引下げ、養育費支払初期の繰り上げ等）があり、それに対する対応策も未だ十分に採られていない。本意見書では、法制審議会の2009年の「最終報告書」の内容を踏まえた上で、当連合会の2008年の上記意見書に続き、民法の成年年齢引下げについては引き続き慎重にすべきである旨意見を（注2）。

## 2 民法の成年年齢と選挙年齢との関係

上記のとおり、民法の成年年齢の引下げの検討は、選挙年齢の引下げに伴って課題とされてきたものである。

しかしながら、憲法は成年者に選挙権を与えようことを保障しているが（第15条）、それが民法上の成年であるのか、公法上の成年であるのかは明記されておらず、これについては学説の一致も見えない。さらに、憲法は成年者以外の者に選挙権を与えることは禁止しておらず、民法の成年年齢よりも低く選挙年齢を定めることが可能であることは、学説上も異論がないとされている。したがって、理論的には民法の成年年齢と選挙年齢と一致させる必然性はない。この点、「最終報告書」も、「選挙年齢と民法の成年年齢とは必ずしも一致する必要がないという結論に至った」と確認しているとおりである。

ただし、最終報告書は、民法の成年年齢と選挙年齢との関係について、民法の成年年齢の引下げが18歳、19歳の若年者の政治への参加意欲を高めること、両者をそろえるのが法制度としてシンプルであること等を理由に「両者は特段の

弊害がない限り一致していることが望ましい」としている。

しかし、若年者の政治への参加意欲を高めるためには、若年者への政治教育を充実させたり、若年者の政治へのアクセスを容易にする等の直接的な施策が講じられる必要があるが、民法の成年年齢の引下げによって直ちにこれを達成することができるとは考え難い。

また、成年年齢について定めた関係法令は民法の他にも200以上存在するとされていることから、民法と公職選挙法の選挙年齢のみを一致させても法制度がシンブルになるとは言い難い。特に、少年法、未成年者喫煙防止法、未成年者飲酒禁止法、競馬法等については成年年齢引下げに根強い反対論がある(注3、注4)。

すなわち、少年法の「成人」年齢を20歳から18歳に引き下げることに関しては、当連合会も、2015年2月20日付け「少年法の『成人』年齢引下げに関する意見書」において反対の意見を述べた。同意見書でも指摘しているとおり、「18歳で自立している若者は少数である」上、少年法においては、家庭裁判所を経由した少年院送致や保護観察、保護的措置等を通じ、少年の更生のための働きかけが行われている。少年法の成人年齢の引下げによって、また可塑性の高い18歳、19歳の年長少年に再犯防止の支援がなされなくなるとすれば極めて重大な問題であり、公職選挙法等他の法令における成人年齢の如何に関わらず、少年法の成人年齢は引き下げられるべきでない。

また、若年者の健康被害の防止の観点から、未成年者喫煙防止法、未成年者飲酒禁止法は20歳を年齢区分としているほか、競馬法、自転車競技法等は、若年者の健全育成の観点から未成年者の勝馬投票券(馬券)、車券等の購入を禁止しており、それぞれ目的に応じた年齢区分が設けられている。

このように、法律における年齢区分はそれぞれの法律の立法目的や保護法益ごとに、子どもや若者の最善の利益と社会全体の利益を実現する観点から、個別具体的に検討されるべきであり、「国法上の統一性や分りやすさ」といった単純な理由で安易に決められてはならない(注5)。

そして、民法の成年年齢引下げについては、私法上の行為能力を付与するにふさわしい判断能力があるかという点が正面から論じられるべきである。例えば、成年被後見人について私法上の行為能力が制限されているが選挙権は認められていることからみても、民法の成年年齢や行為能力の有無と選挙年齢とは、別個に考えられるべきであることは明らかである(注6)。

以上により、民法の成年年齢を選挙年齢と一致させることが望ましいとはいへ

ず、民法の成年年齢の引下げについては、公職選挙法の選挙年齢の議論とは別個に、民法の成年年齢引下げの意義があるか、引き下げた場合の問題点、及び問題点を解決するための施策等について、慎重に検討して決する必要がある。

### 3 民法の成年年齢引下げの意義について

民法の成年年齢引下げの意義として「最終報告書」は、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すという意義、契約年齢を引き下げる意義等を挙げている(注7、注8)。

#### (1) 若年者が将来の国づくりの中心という国としての強い決意を示す意義

「最終報告書」は、「将来の国づくりの中心となるべき若年者に対する期待」があるとして、「民法の成年年齢を引下げ、18歳をもって『大人』として扱うことは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながる」とする。

しかし、戦後70年の我が国の状況を見れば、18歳で「大人」として自立している者の数は多くない。1965年頃までは、中学卒業の者の多くが就職して、都会で一人で生活し、20代前半には結婚していた。しかし、現在、18歳の若者の多くは、高校卒業後に就職したり、大学等に進学するなどしても、親に扶養してもらっており、自立した生活を営んでいないといえない。

「最終報告書」も、若年者の精神的・社会的自立が遅れていること、人間関係をうまく築くことができず、進学も就職もしようとしない若年者が増えていること等を指摘し、その原因として、我が国では伝統的に終身雇用制度の下、企業や家族が若年者の自立を支えてきたが、近年の社会の変革により、企業や家族が若年者の自立を支えられなくなっていることを挙げている。そして、「若年者の自立の遅れ等の問題については、民法の成年年齢を引き下げただけでは自然に解決するとは考えられず、社会全体が若年者の自立を支えていくような仕組みを採用し、若年者の自立を援助する様々な施策も併せて実行していく必要があるものと考えられる。」としている。

こうした状況を反映し、内閣府の青少年育成推進本部が2003年10月にまとめた旧青少年育成施策大綱も、「青少年の社会的自立の遅れと不適応の増加」に鑑み、概ね30歳未満の者を対象に育成推進施策を推進すべきとしている。また、2010年7月に内閣府の子ども・若者育成支援推進本部が決定した「子ども・若者ビジョン」においても、非正規労働の増大が若者が将来に対し不安を抱く大きな原因となっており、フリーターやニートが増加し、経済的格差が子どもの貧困の問題ともなっている中、困難を有する子どもや若者を社

会全体で見守り、育てる機能を果たしていかなければならないことが指摘されている。ここで言われる「若者」とは、施策によって40歳未満の者までも対象とされており、現在の若者の自立が困難となっている状況が反映されている。

上記のような若者の問題の踏まえ、2010年4月、子ども・若者育成支援推進法が施行された。この法律は「子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援」(同法第1条)等についての国や地方公共団体の責務や施策の基本事項等を定めるものである。

このように、若者の自立の遅れという近年の傾向に鑑みれば、まず若者の自立を支えていく仕組み作りを先行させることが必須である。それがなされないまま民法の成年年齢を引き下げるとは、自立が困難となっている若者に一層の支援の施策の法律を定めた国の姿勢と相反するものであるばかりか、自立が困難な若者への保護や支援の必要性を見えにくくし、後述のとおり、若者が更なる私法的責任を負わされることにより、より困難な状況に追いやられることが懸念される。

「最終報告書」は、民法の成年年齢を引き下げるとは、「若者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながる」とするが、国としての強い決意の対象は、成年年齢の引下げだけでなく、若者育成支援策の実現にこそ向けられるべきである。

#### (2) 契約年齢を引き下げた意義

「最終報告書」は、契約年齢(行為能力が制限されること)によって取引における保護を受けることができる者の年齢の引下げについて、「大学等で教育を受けている者も多くがアルバイトをするなどして働いており、高校卒業時に就職して正規の労働者となる者も含めると、18歳に達した大多数の者は、何らかの形で就労し、金銭収入を得ている。(中略)そうすると、契約年齢を18歳に引き下げることには、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で消費することができるようになるという点で、メリットがあるということができる」としている。

確かに、若年者の自己決定権は尊重されるべきであり、大学等で教育を受けたアルバイトをしたり、高校卒業時に就職して正規の労働者となる者もいる以上、民法の成年年齢を引き下げ、親権者の同意なくして単独で生活に必要な契約を締結できるようにし、「18歳に達した者が就労して得た金銭」を自ら

の判断で消費できるようにすることは、積極的な側面として評価できる。

しかし、文部科学省が2015年8月6日に発表した「平成27年度学校基本調査(速報値)」によれば、高等学校卒業業者のうち、大学・短大進学率は54.6%、専門学校進学率は16.6%であるのに、就職率は17.8%であり、2割に満たない(注9)。1998年度に就職率が22.7%であったことと比べても就職率は高くなっておらず、「18歳に達した者が就労して得た金銭」の処分に着目することによって民法の成年年齢を引き下げた意義が増大しているとは言い難い。

また、現在までに「18歳に達した者が就労して得た金銭」を自らの判断で消費できないことによって生じる不都合の実態が不明であり、これを消費できることによるメリットと、そのことによって生じるデメリット(後述の問題点)を丁寧に比較衡量することが出来ない。このように、契約年齢の引下げのメリットとデメリットについて十分に議論が出来ていない状況で民法の成年年齢の引下げを進めることは慎重であるべきである。

#### 4 民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点及びこれに対する施策の状況について

一方、民法の成年年齢引下げについては、以下に検討するとおり、(1)契約年齢の引下げに伴う未成年者取消権の喪失、(2)自立に困難を抱える若年者の困窮の増大及び高校教育における生徒指導の困難化のおそれ、(3)養育費支払最終期の実事上の繰上げ、(4)労働基準法第58条による労働契約解除権の喪失、並びに他法との関係が問題となる(5)少年法適用年齢の引下げのおそれ、(6)児童福祉における若年者支援の後退のおそれ等の問題点がある。

民法の成年年齢を引き下げたためには、こうした問題点を解決する施策を実施し、かつ、その施策の効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れ、引下げへの国民のコンセンサスが得られることが必要である。

このことは、「最終報告書」も、「民法の成年年齢引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。現在、関係府省庁においてこれらの施策の実現に向け、鋭意取組が進められているが、民法の成年年齢引下げの法整備は、これらの施策の効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れた段階において速やかに行うのが相当である。」と述べておりである。

そこで、以下に、民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点、及びこれに対する施策の実施状況を検討する。

(1) 契約年齢の引下げに伴う未成年者取消権の喪失の問題点と施策の実施状況  
① 未成年者取消権の喪失による問題点

ア 未成年者取消権の重要性

契約年齢を18歳に引き下げた場合に最も大きな問題となるのは、18歳、19歳の若年者が未成年者取消権（民法第5条第2項）を喪失することである。

すなわち、現行民法においては、18歳、19歳の若年者を含む未成年者が単独で行った法律行為については、未成年者であることのみを理由として取り消すことが出来るため、この未成年者取消権は未成年者が違法もしくは不当な契約を締結するリスクを回避するに当たって絶大な効果を生じており、かつ、未成年者を違法もしくは不当な契約を締結するよう勧誘しようとする事業者に対しては強い抑止力となっている。

20歳になると消費者相談の件数が増加すること、悪質な業者が20歳の誕生日を狙って取引を誘いかける事例があることからすれば（注10）、現行民法の下では20歳以上の者が消費者被害のターゲットとなつているとみられるところ、民法の成年年齢が引き下げられることにより未成年者取消権が喪失すれば、そのターゲットとなる層が18歳、19歳にまで拡大することは必至である。しかも、若年者の自立の遅れが指摘されている昨今においては、20歳の若年者の場合にも増して、18歳、19歳の若年者の間で消費者被害が蔓延してしまふ可能性が極めて高いといえる。

この点については、「最終報告書」も「未成年者取消権（民法第5条第2項）の存在は、悪徳業者に対して、未成年者を契約の対象としないという大きな抑止力になっているものと考えられる。そうすると、民法の成年年齢が引き下げられ、契約年齢が引き下げられると、18歳、19歳の若年者が、悪徳業者のターゲットとされ、不必要に高額な契約をさせられたり、マルチ商法等の被害が高校内で広まるおそれがあるなど、18歳、19歳の者の消費者被害が拡大する危険があるものと考えられる。」と指摘しているとおりである。

イ 未成年者の消費者被害の現状

未成年者取消権の喪失に伴う問題点を検討するには、18歳、19歳を含む未成年者の消費者被害の現状を把握する必要がある。独立行政法人国民生活センター編「消費生活年報（2014年）」が発表した「全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）」の統計によれば以下

のとおりである（注11、注12）。

(7) 「18～19歳」の相談件数

国民生活センターの統計数値に基づき算出した結果によれば、全国の消費生活センターに寄せられた「消費生活相談」のうち「18～19歳」の1歳当たりの平均相談件数（注13）は、5000件前後でほぼ横ばいで推移している（注14）。また、全相談件数に占める「18～19歳」の1歳当たりの平均相談件数の割合は1.2%前後で、こちらもほぼ横ばいで推移している（注15、注16）。

すなわち、「最終報告書」が取りまとめられた2009年以降、18歳、19歳の者には、常に相当な数の消費者被害が生じており、その数は一向に減少しておらず、「18歳、19歳の者の消費者被害が拡大する危険」は、2009年当時と変わりなく存在しているといえる。

(4) 「18～19歳」と「20～22歳」の差異

a 相談件数

また、「18～19歳」と「20～22歳」の1歳当たりの平均相談件数を比較すると、いずれの年においても、「20～22歳」は「18～19歳」に比して1.37倍～1.89倍となっており、20歳になると明らかに相談件数が増加する（注17）。

この差異は、まさに、未成年者取消権が、消費者被害に対する防壁になっていていることを示すものである。

b マルチ取引

特に、「マルチ取引」の1歳当たりの平均相談件数は、「20～22歳」は「18～19歳」の約12.3倍となっている（注18）。

「マルチ取引」とは、既存の人間関係のしがらみを利用した断りにくい勧誘方法を取ることを特徴とするところ、「20～22歳」の相談件数が突出して多いのは、大学・短大等のクラスやサークル、職場やアルバイト先の人間関係等を利用して、この年代を狙い打ちして勧誘が行われているからと考えられる。一方、20歳未満の者の相談が少ないのは、まさに未成年者取消権が大きな抑止力となっているからと考えられる。

以上からすると、契約年齢を18歳に引き下げると、18歳、19歳の者を含む未成年者に対しても「マルチ取引」の勧誘が行われることになり、すぐにこの年代に対する消費者被害が拡大することが予想

される。

c 既払金額

また、「18～19歳」と「20～22歳」の消費生活相談における「既払金額」を比較すると、「20～22歳」の方が高額の消費者被害に遭っている傾向がみられる。すなわち「18～19歳」では既払金額1万円以上5万円未満がピークであるのに対し、「20～22歳」では10万円以上50万円未満がピークとなっている(注19)。

このことから、契約年齢を18歳に引き下げることにより、18歳、19歳の被害額がより高額になることが予想される。

d ローン・サラ金

さらに「フリーローン・サラ金」の相談件数については、「20～22歳」が「18～19歳」に比して大幅に上回るという顕著な違いがみられた(注20)。

よって、「18～19歳」の若年者に対して契約締結の行為能力を認めることは、経済的基盤を有しない若年者を債務過多の状態に陥らせ、その貧困を助長し、経済的自立を妨げる可能性もある。

e インターネット関連の相談の問題

さらに、「20歳未満」の相談においては、「運輸・通信サービス」についての相談が70%以上を占めるといふ突出した傾向を示している(全年齢では25%前後)(注21)。

なかでも「20歳未満」のインターネット関連の相談は高い水準で推移している(注22)。とりわけ、2014年には、インターネット通販の相談やオンラインゲームでの高額な課金決済等、インターネット関連の相談は増加する一方であることが指摘されている。

このように、若年者は既に通信サービスに関する消費者被害の危険に晒されているが、これに対する有効な対策が見出されていない状態で成年年齢を引き下げるとは、更に同様の被害を増加させることに繋がりがかねない。

ウ 小括

以上、18歳、19歳の者を含む未成年者を取り巻く消費者被害の現状を概観してきたが、これらの現状によれば、契約年齢を引き下げること、18歳、19歳の若年者から未成年者取消権を喪失せしめることは、これらの若年者に対する消費者被害を拡大することに繋がると考えられる。

② 契約年齢を引き下げた場合の問題点を解決するための施策の状況

上記のとおり、契約年齢を引き下げることによる問題点があることから、成年年齢の引下げのためには、問題点に対する施策が実施され、一定の効果を上げることが必要である。

この点、「最終報告書」では、契約年齢を引き下げた場合の問題点を解決するための施策として、具体的には「消費者保護施策の充実」、「消費者関係教育の充実」を挙げている(注23)。

ア 消費者保護施策の充実について

(7) 「最終報告書」では、消費者保護施策として、取引の類型や若年者の特性に応じて、事業者に重い説明義務を課したり、取引の勧誘を制限すること、一定の条件の下で取消権を付与することなどを提案している。

しかし、仮に一定の条件の下で若年者に取消権を付与するとしても、この条件の定め方如何では18歳、19歳の者に対する保護が有名無実化しかねない。現在の未成年者取消権制度は、上述のとおり、悪質業者に対する未成年者勧誘の強い抑止力になっている。こうした社会的事実を踏まえると、新たな取引の勧誘の規制は、少なくとも現在と同程度の若年消費者保護の制度である必要があるが、これは、18歳、19歳の行為能力を否定すると等しいものにならないことになる。

また、たとえ「最終報告書」が提言するように、事業者に取引の類型や若年者の特性に応じた重い説明義務を課したとしても、判断能力が十分でない18歳、19歳の若年者が説明を受けた旨の書類に不用意にサインすることで、事業者が義務違反を免れる旨主張してることが予想される。

18歳、19歳の者を取り巻く消費者被害の現状に鑑みれば、未成年者取消権に代わる有効な施策が見出せない現状では、やはり、同取消権による網羅的な抑止力を維持すべきといえる(注24、注25、注26)。

(4) 「最終報告書」では、若年者の消費者保護施策として、専用相談窓口の設置を提言している。

しかし、消費者問題における事後的な相談や救済は、あくまで個別的なものに留まり、限定的な効果しかかない上、事後的には十分な被害回復がなされないことも少なくない。

消費者相談に関しては、消費者庁及び各地の消費生活センターで若年者に対する啓発活動等を実施しているが(注27、注28)、若年者の

間に蔓延する消費者被害に対する対処法の域を出ておらず、契約年齢の引下げに対する懸念を私状する程度には至っていないと考えられる。実際にも、「消費生活相談」のうち「20歳未満」の相談件数(概数)はほぼ横ばいの状態で推移しており、「20歳未満」の消費者被害は減少していない。

(ウ)「最終報告書」では、消費者保護施策として、若年者に取消権がなくなることを広報するとする。

しかし、民法の成年年齢の引下げの議論については、現在でもその認知度は極めて不十分である。内閣府が2013年12月14日に発表した「民法の成年年齢に関する世論調査」において、『民法の成年年齢の引下げの議論』についての認知度を質問したところ、「18歳～19歳」の回答は、「議論されていることを聞いたこと」があり、議論の内容も知っているが14.8%、「議論されていることを聞いたことがあるが、議論の内容までは知らない」が55.6%、「議論されていることを聞いたことがない」が29.6%であった。このように、議論の内容を知らない者の割合が85%を占めている。

以上の結果からすると、18歳、19歳の若年者に対して、少なくとも現在、未成年者取消権がなくなる可能性があることを自覚させるには至っていないことは明らかであり、仮に今後、政府が法改正の広報をしたとしても、どの程度の効果があるかは不明である。

#### イ 消費者関係教育について

「最終報告書」は、「消費者関係教育の充実」として、契約の成立や取消等に関する法教育の充実、クーリングオフ制度等消費者保護教育の充実、金融リテラシー等金融経済教育の充実を掲げている。

消費者関係教育については、消費者教育の推進に関する法律(以下「消費者教育推進法」という)が2012年12月から施行され、消費者教育として「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会(注29)の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む)」がなされるべきとされており、同法下での施策の在り方が上記消費者関係教育の実現に大きく影響することとなる。

しかしながら、同法に基づく「消費者教育の推進に関する基本方針」は2013年6月に閣議決定されたばかりである。そのため、同法に基づく

消費者教育は、関係各機関の努力にも関わらず、未だ十分に国民に浸透しているとは言い難い状況にある。

例えば、同法は、都道府県及び市町村に対して消費者教育推進計画の策定を求め、消費者教育推進地域協議会の設置を求めている。しかし、全47都道府県及び全20政令市のうち、消費者教育推進計画を策定したのは330都道府県及び7政令市に留まり(2015年11月27日時点)(注30)、消費者教育推進地域協議会を設置したのは42都道府県及び11政令市に留まる(2016年2月9日時点)(注31)。

また、内閣府が2015年1月に実施した「消費者行政の推進に関する世論調査」によれば、「消費者教育の機会が確保されることについて守られていると感じるか。」という質問に対し、「感じる」「どちらかといえば感じる」の合計は19.5%、「どちらかといえれば感じない」と「感じない」の合計は68.4%にも上った(注32)。

消費者教育推進法が施行されてから十分な時間が経過しておらず、かつ、その効果が現れたことを示すデータ等も示されていない。したがって、「消費者関係教育」は未だ道半ばという状況にあり、契約年齢の引下げの問題点を解決する施策として十分な効果を挙げていないと言わざるを得ない(注33)。

ウ 以上のおおと、「最終報告書」が紹介する施策は、いずれについても、未だ十分な実施がなされ、効果が浸透しているとは言い難い。現在、若年消費者保護の施策が十分に実施され、その効果が明らかになっているとはいえず、また、契約年齢を引き下げた上で若年者の消費者被害を防ぐ有効な対策が見いだせない段階であり、成年年齢の引下げにはなお慎重であるべきである。

(2) 親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点と施策の状況について

「最終報告書」は、「親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点」について「自立に困難を抱える18歳、19歳の者の困窮の増大」と「高校教育における生徒指導を困難化するおそれ」を挙げている(注34、注35)。

① 自立に困難を抱える若年者の困窮の増大とこれに対する施策の実施状況

ア 自立に困難を抱える若年者の困窮の増大

「最終報告書」には、現代の若年者の中には、いわゆるニート、フリーター、ひきこもり、不登校など、経済的に自立していない者が増加しているとし、このような状況の下で民法の成年年齢を引き下げ、親権の対象と

なる年齢が引き下げられると、自立に困難を抱える若年者が親の保護を受けられなくなり、ますます困窮するおそれがあることが指摘されている。また、法律上の成年年齢と精神的な成熟年齢が乖離し、若年者のシニジズム（法律上の成年年齢を迎えてもどうせ大人になれないという気持ち）が蔓延し、「成年」の有する意義が失われる懸念も示された。

#### イ 自立支援に関する施策

「最終報告書」は、親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点を解決する施策として「若年者の自立を援助するための施策の充実」（注36）を指摘するが、今日までに十分実行されているとは言いがたい状況にある。

例えば、若年者の自立を支援する施策として、2010年に子ども・若者育成支援推進法が施行され、地方公共団体は、子ども・若者支援地域協議会や、子ども・若者の相談に応じる子ども・若者総合相談センターの設置に努めるものとされたが、これらが設置された地方公共団体は未だ一部に留まっており、その効果は困難を抱える若年者に広く及ぶには至っていない（注37）。

さらに、「最終報告書」には、部会の意見として、自立支援のためにシテイブンシップ教育を行うことなども記載されているが、これも未だ十分な実施はされていない。例えば、消費者教育推進法で求められている、消費者市民社会に参画しうるための教育等の取組は緒に就いたばかりであり、十分に実施の効果を発揮しているといえないことは、前述のとおりである。

#### ② 高校教育における生徒指導を困難化するおそれとこれに対する対策

さらに、「最終報告書」は、「民法の成年年齢を18歳に引き下げると、高校3年生で成年（18歳）に達した生徒については、親権者を介しての指導が困難となり、教師が直接生徒と対峙せざるを得なくなり、生徒指導が困難になるおそれがある。」という点も指摘しており、これについては、実際に教育現場に立つ高校教師や親、生徒からの事情聴取を綿密に行い、十分な議論を重ねる必要がある。

「最終報告書」は、この問題点に対し、高校入学時に在学中の指導等は親権者を介して行う旨の約束をするなどの対策を挙げているが、最終報告書も指摘しているとおり、現在、学校では学校内での学習指導に留まらず学校外の生活の指導等も行っており、成人に達した生徒に対してどのような指導

をしようのかという問題にはなお困難が残る。

少なくともこのような問題点が明らかであり、これに対する十分な施策が見いだせていない状況においては、親権の対象となる年齢の引下げには慎重であるべきである。

#### (3) 養育費の支払終期の繰上げのおそれとこれに対する施策の状況について

##### ① 養育費の支払終期の繰上げのおそれ

現在、離婚において、母が親権者になる割合が高いが、母子家庭の平均所得は243万円（厚生労働省国民生活基礎調査（2013年））と低く、全世帯平均の半分に満たず、ひとり親家庭、特に母子家庭の貧困が問題となっている。母子家庭にとっても、養育費は重要な収入である。

養育費の支払終期については、理論的には経済的に自立していない子、すなわち「未成年熟子」概念を基準とすべきであり、成年年齢を基準とすべきでない（民法第766条第1項も「子の監護に要する費用」と規定し、「未成年者の監護に要する費用とは規定していない」）。したがって、仮に、民法の成年年齢の引下げがなされたとしても、本来未成年熟子に対し負担すべき義務である養育費等の支払終期には影響を及ぼさないとすべきである。

しかし、実際には、養育費に関する調停条項として、本来であれば、未成年熟子概念を用いるべきであるにも関わらず、「子が成年に達する日の属する月まで」等と未成年者概念を用いて合意する例が後を絶たない。

そして、このような運用を前提とする場合には、少なくとも事実上は、成年年齢の引下げが養育費支払終期の繰上げに直結してしまうのではないかと、この懸念を拭い去れない。それが離婚を契機として母子家庭となった家庭の経済的事情を悪化させ、その貧困化の傾向に更に拍車をかけることになるのではないかと、この懸念が指摘される。

現在、高等教育においては奨学金等の公的助成制度が不十分であるため、高等教育の費用負担は親の経済力に依存せざるを得ない状況にある。民法の成年年齢の引下げにより、養育費の支払終期が早まるなどのケースが増える場合、母子家庭の子どもの進学率の低下、それに起因する学習意欲や学力の低下等が容易に想定される。そして、このような事態が、更に次の世代の経済格差に繋がる懸念が懸念される。

##### ② 養育費の支払終期が事実上早まる懸念に関する施策の実施状況

既に述べたとおり、本来、養育費の支払終期については「未成年熟子」概念を基準とすべきであり、成年年齢を基準とすべきものでない。この基本的な

考えが裁判実務の手続の中で実現されるようにすべきであるとともに、国民全体にも広く周知徹底する必要がある。民法の成年年齢引下げが養育費の支払最終期が早まることに直結するような事態を生まないための施策を国が具体的に提案することも必要である。

しかし、未だこのような施策は実施されておらず、このような制度的担保のないところでの民法の成年年齢の引下げには、慎重であるべきである。

#### (4) 労働契約の解除権の喪失に伴う問題点とこれに対する施策の状況について

##### ① 労働契約の解除権の喪失に伴う問題点

労働基準法第58条第2項は「親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認められる場合には、将来に向けてこれを解除することができる」と規定し、未成年者の労働契約について、民法の未成年者取消権とは別個に、未成年者にとって不利な労働契約（親権者等の同意に基づいて成立した契約も含む）の解除権を認めている。

民法の成年年齢を引き下げた場合、18歳、19歳の若者は、民法の未成年者取消権による保護だけでなく、労働基準法第58条第2項の解除権による保護も受けられなくなる可能性が高く、解除権による抑止力が働かなくなる結果、労働条件の劣悪ないわゆるブラック企業等による労働者被害が18歳、19歳の若年者の間で一気に拡大する可能性がある。

この点については、2015年11月9日に厚生労働省が発表した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」が参考になる（注38）。すなわち、上記調査によれば、回答者のうち60.5%の者が労働条件について何らかのトラブルがあったと回答し、そのうちには、賃金不払や、労働時間が6時間を超えても休憩がない等、法律違反のおそれがあるものもあったということである。

上記のような若年者の労働の実態がある以上、民法の成年年齢を引き下げることに伴い、18歳、19歳の若年者が労働基準法第58条第2項の解除権を喪失すると、いわゆるブラック企業等による労働者被害が若年者の間で一気に拡大する可能性がある。

##### ② 若年者の労働条件に関する施策

従って、民法の成年年齢引下げをするに当たっては、労働基準法第58条第2項の解除権を喪失することのデメリットを検証した上で、これに代わる若年者保護の具体的制度を用意するべきである。労働契約における労働者被害を防ぐための権利教育も実施する必要がある。

また根本的な解決として、ブラック企業のような劣悪な労働環境下に労働者が陥ることを回避し、また、仮に陥ったとしても被害回復を容易に実現できるような制度を用意することが必要である。

しかし、このような労働に関する施策は現在、未だ採られておらず、労働基準法第58条第2項の解除権喪失を伴う成年年齢の引下げには、慎重を期すべきである。

##### (6) 小括

以上に述べたとおり、民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点を解決する施策は十分に実施されていない上、その効果が十分に浸透したとはいえない状況であり、このような状況の下で民法の成年年齢を引き下げることにについては慎重であるべきである。

#### 5 民法の成年年齢引下げによる他法への影響について

また、日本には、成年年齢を定めた法令が200以上存在すると言われているが、民法の成年年齢が引き下げられると、これらの関連法令についても成年年齢が引き下げられる可能性が高まることが予想される（注39）。各法令にはそれぞれの立法趣旨があるところ、成年年齢の引下げによる混乱が生じることが懸念される。

##### (1) 少年法の成年年齢の引下げへの影響について

そもそも民法の成年年齢と少年法の成年年齢は、それぞれの立法目的は異なるのであるから同一でなければならぬという関係にはないが、2015年9月17日付けの自由民主党政務調査会の「成年年齢に関する提言」にあるように、民法の成年年齢を18歳に引き下げることに伴い、その影響を受け、少年法の「成人」年齢も20歳から18歳に引き下げられるべきとの議論が強まること懸念される。

前記のとおり、18歳で自立している若者は少数である上、少年法においては、家庭裁判所を経由した少年院送致や保護観察、保護的措置等を通じ、少年の更生のための働きかけが行われている。少年法の成年年齢の引下げによって、まだ可塑性の高い18歳、19歳の年長少年に再犯防止の支援がなされなくなるとすれば極めて重大な問題であり、公職選挙法等他の法令における成年年齢の如何に関わらず、少年法の成年年齢は引き下げられるべきでない。このことに関して、当連合会も、2015年2月20日付け「少年法の『成人』年齢引下げに関する意見書」において反対の意見を述べているとおりである。

##### (2) 児童福祉における支援の後退のおそれ

また、成年年齢の引下げによって、児童養護施設を退所したばかりの18歳、19歳の若年者に対する支援が後退することが懸念される。

すなわち、児童福祉法第4条第1項は「この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をい」と規定しているため、例えば、18歳に達した若年者は原則として児童養護施設を退所しなければならないなど、同法による保護を受けられないとされている。しかし、児童福祉法第31条等において、児童養護施設等の児童福祉施設での措置や里親委託等は20歳まで延長することができるとされている。仮に民法の成年年齢が引き下げられた場合、これに伴って20歳までの延長ができなくなるなどの影響が及ぶことが懸念される。

### (3) その他関連法令について

その他、民法の成年年齢が引き下げられると、成年年齢を定めた多くの関連法令についても成年年齢が引き下げられることが予想される。このことが社会に及ぼす影響は大きく、拙速な引下げを実施すれば大きな混乱が予想される。上記のほかにも、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法のように、未成年者の健康被害を防止する法律について安易な引下げを実施すると、18歳、19歳の若年者の健康被害が増加する可能性があると指摘されている（公益社団法人日本医師会の2015年9月9日付け「飲酒及び喫煙年齢の引き下げに対する見解」）。競馬法、自転車競技法等のように、若年者の健全育成の観点の問題もある。

このように、民法の成年年齢の引下げの是非を検討するに当たっては、民法のみでなく他法に与える影響も検討の対象とすべきであるが、このような検討は未だ十分になされていない。

## 6 一般国民の議論や周知が十分でないこと

### (1) 国民のコンセンサスが得る必要性

#### ① 国民的な議論の必要性

前述のとおり、民法の成年年齢を18歳に引き下げることについては、18歳、19歳の若年者に自己決定権を付与するという積極的な側面もある。しかしながら、それに伴う様々な影響も考慮されるべきであるところ、そのメリットとデメリットが国民の間で十分に検討議論されているとはいえない。前述のとおりの問題点もある状況である。このような問題については、若年者から高齢者まで全ての国民の間で十分に時間をかけて議論をし、国民のコンセンサスを得た上で慎重に進めるべきである。

この点、諸外国の例をみても、成年年齢を引き下げた理由として、197

0年代に18歳以上の若年者の多くが徴兵制の下、ベトナム戦争に派兵されていたことなどを背景に、選挙年齢や民法の成年年齢を18歳に引き下げるべきという世論の高まりがあったことを挙げる国・地域が多い様である（アメリカの一部の州、オーストラリア、カナダの一部の州、ドイツ、ニュージーランド等）（注40、注41）。しかし、今日の日本においては、18歳、19歳の若年者に成年年齢を認めるといふ世論の高まりはみられない。

## ② 国民の意識

民法の成年年齢の引下げについて、読売新聞が全国世論調査（郵送方式）を実施したところ（2015年10月3日付け読売新聞）、成年年齢を18歳に引き下げることには「反対」が53%で、「賛成」の46%を上回った。反対する理由（複数回答）は「18歳に引き下げても、大人としての自覚を持つと思えないから」の62%がトップで、「経済的に自立していない人が多いから」（56%）、「精神的に未熟だから」（43%）などの順だった。なお、「反対」は20歳代で66%、30歳代で59%、40歳代でも57%となり、成年に達したばかりの20代からの反対が最も多いという結果となった（注42）。

また、既に述べたとおり、内閣府が2013年に行った「民法の成年年齢に関する世論調査」の結果によれば、「18～19歳」の回答では、民法の成年年齢の引下げの議論の内容を知らない者の割合が85%を占めた。

さらに、同世論調査によれば、「成年年齢引下げの議論」に関心があるかという質問に対して、「18～19歳」の回答は、「関心がある」が18.5%、「ある程度関心がある」が29.6%、「わからない」が1.9%、「あまり関心がない」が40.7%、「あまり関心がない」が9.3%であった。このように、「関心がない」「あまり関心がない」を合計すると50%に達し、「関心がある」と「ある程度関心がある」を合計しても48.1%と半数に満たない。

このように、民法の成年年齢引下げについての国民のコンセンサスが得られておらず、むしろ引下げに反対する意見が多数である上、この問題についての国民の関心が高まっているともいえない状況である。

## (2) 問題点を克服するための施策の効果が国民に認識されているか

### ① 施策の効果が国民に認識されている必要があること

さらに、「最終報告書」は、民法の成年年齢引下げの条件として、「施策が実現されること」、「これらの施策の効果が十分に発揮されること」に加えて、

「それが国民の意識として現れた」ことを挙げている。その上で、「民法の成年年齢の引下げが行われる場合、何がかわることになるのか、国民生活にどのような影響を及ぼすのかなど、一般国民、特に大きな影響を受ける若年層にとっても理解しやすい形で、周知徹底を図る必要がある。」(21頁)としている。

## ② 施策の効果が国民に認識されていないこと

しかしながら、現在、消費者教育等の施策の効果が、国民に認識されているとは言い難い。例えば、前述した2015年に内閣府が実施した「消費者行政の推進に関する世論調査」によれば、「消費者教育の機会が確保されていることについて守られていると感じるか」という質問に対し、「感じない」「どちらからかといえれば感じない」という回答者の合計は、68%にも上っている。

そして、前述の読売新聞の世論調査では、契約年齢引下げの賛否に関して、「あなたは、18歳、19歳の者が、親などの同意がなくても一人で高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすることに賛成ですか。それとも反対ですか。」という質問に対して、「18～19歳」の回答は、「賛成である」と「どちらからかといえれば賛成である」を合計しても33.3%でしかなく、「どちらからかといえれば反対である」と「反対である」を合計すると64.8%にも上る。

なお、契約を一人ですることができる年齢を18歳にすることの賛否について「反対である」もしくは「どちらからかと言えれば反対である」と回答した者(全年齢)に対して「どのような条件を整備したら、契約を一人ですることができる年齢を18歳に引き下げてもよいとお考えですか。」という質問がなされたが、これに対しては、「どのような条件を整備されたとしても、年齢を引き下げることには反対である」と回答した者が最多(43.8%)であった。

このように、民法の成年年齢引下げに伴う問題点の解決のための施策の効果についても国民に認識されていない状況である。

## 7 結語

以上のとおり、民法の成年年齢引下げについては、一定の積極的な意義が認められるが、引下げについて国民のコンセンサスは未だ得られておらず、世論の多くが契約年齢の引下げを望んでいない状況である。また、成年年齢の引下げに伴って様々な問題点があるにも関わらず、その解決のための施策は未だ十分でなく、

その効果は十分に現れておらず、その効果が国民に認識されているとは言い難い。成年年齢の引下げをすすめるためには、それに伴う問題点を克服するための施策が十分に実施され、その効果が浸透し、国民がこれを認識するとともに、世論の多くが契約年齢の引下げを望んでいる状況になることが必要であり、これが達成されていない現状においては、民法の成年年齢の引下げにはなお慎重であるべきである。

(別紙)

注1 法制審議会「民法の成年年齢引下げについての最終報告書」の全文については、法制審議会のホームページで確認できる ([http://www.mo.j.go.jp/shingil/shing\\_i2\\_091028-1.html](http://www.mo.j.go.jp/shingil/shing_i2_091028-1.html))。

注2 当連合会2008年10月21日付け「民法の成年年齢引下げの是非に関する意見書」は<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/20081021.pdf>に、2009年9月10日付け「民法の成年年齢の引下げの議論に関する会長声明」は[http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2009/090910\\_2.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2009/090910_2.html)に掲載。いずれも結論としては本意見書と同趣旨である。

注3 当連合会は、2015年2月20日付け「少年法の『成人』年齢引下げに関する意見書」において、少年法第2条の「成人」年齢の引下げに反対した。同意書が反対の理由として挙げる「18歳で自立している若者は少数である」という部分は民法の場合の議論にも当てはまる ([http://www.nichibenren.or.jp/libRARY/ja/opinion/report/data/2015/opinion\\_150220\\_2.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/libRARY/ja/opinion/report/data/2015/opinion_150220_2.pdf))。

注4 自由民主党政務調査会の「成年年齢に関する提言」(2015年9月17日)は、飲酒、喫煙については、健康被害の拡大や非行を防止する観点から、今後も慎重な検討を加えるとしている ([http://jimmin.ncss.nifty.com/pdf/news/police/y/130566\\_1.pdf](http://jimmin.ncss.nifty.com/pdf/news/police/y/130566_1.pdf))。

注5 自由民主党政務調査会の「成年年齢に関する提言」(2015年9月17日)は「民法を始めとする各種法律において、我が国における「大人」と「子供」の範囲を画する基準となる年齢が満18歳に引き下げられることを踏まえ、国法上の統一性や分かりやすさといった観点から、少年法の適用対象年齢についても、満18歳未満に引き下げるのが適当であると考える。」としている。

注6 2013年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布され(2013年6月30日施行)、同年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人は、選挙権・被選挙権を有することとなった。

注7 「最終報告書」は、民法の成年年齢の意義について、①「契約年齢」(民法は、成年年齢を20歳と定めた上で(第4条)、未成年者の行為能力を制限して法律行為をするにあたって法定代理人の同意を要求する一方(第5条第1項)、この同意なく行われた法律行為については取消権を付与することで未成年者に取引上の保護を与えている(第5条第2項)。このように、民法の成年年齢は、行為

能力が制限されることよって取引における保護を受けることができる年齢を画する基準となっている。)、②「親権の対象となる年齢の範囲を画する基準」(民法は、未成年者は父母の親権の対象となる旨定めている(第818条第1項)。)

このように、民法の成年年齢は、父母の親権の対象となる年齢の範囲を画する基準となっている。)、③「大人と子どもを画する基準(国民の意識)」(「最終報告書」では「民法が成年年齢としている年齢20歳は、民法以外の多数の法令において、各種行為の基準年齢とされていることや、我が国において成人式が20歳に達した年に執り行われているという慣行等に鑑みれば、法律の世界のみならず、一般国民の意識においても、大人と子どもとの範囲を画する基準となっているものと思われ。」と指摘し、これも成年年齢の意義として挙げている。)の三つに分析している。

注8 民法ではこの他にも、養子を取ることができるとする年齢(民法第792条)、婚姻適齢(民法第731条)を定めているが、「最終報告書」では、これらは今回の引下げ検討とは運動しないこととしている。

注9 文部科学省「平成27年度学校基本調査(速報値)の公表について」([http://www.next.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieIdfile/2015/08/18/1360722\\_01\\_1\\_1.pdf](http://www.next.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieIdfile/2015/08/18/1360722_01_1_1.pdf))

注10 このような特徴があることは「最終報告書」でも認められている。

注11 P I O - N E T (Practical Living Information Online Network)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等に設置した端末機をオンラインで結び、全国の消費生活センターが受け付けた消費生活相談の中の「苦情相談(危害・危険を含む)」を収集しているシステムである(消費生活年報2014)。

注12 国民生活センターが近時発表した情報のうち、若年者が契約当事者になる場合が多いものとして、①「相談急増!大学生に借金をさせて高額な投資用DVDを購入させるトラブル」(2014年5月8日)、②「プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意!」(2015年3月26日)、③「20代に増えている!アフィリエイトやドロップシッピング内職の相談~友人を騙すと儲かる!?借金をさせてまで支払わせる事例も~」(2015年7月16日)等がある。

注13 国民生活センターの統計は「18~19歳」と「20~22歳」という区分がなされていたため、「1歳当たりの平均」の相談件数を算出することとし、「18~19歳」については2で除した数、「20~22歳」については3で除した数、それぞれ「1歳当たりの平均」の相談件数とした。本意見書第2、4

(1) ①イでは、同様に算出した1歳当たりの数値を用いている。

注14 国民生活センターによれば、全国の消費生活センターに寄せられた「消費生活相談」のうち「18～19歳」の1歳当たりの平均相談件数は、5,248.5件(2009年)、5,696.5件(2010年)、5,221件(2011年)、4,884件(2012年)、5,729件(2013年)、5,885件(2014年)、1,935.5件(2015年。但し8月12日迄(以下同じ))である。同じく、「20～22歳」の1歳当たりの平均相談件数は、9,943.7件(2009年)、8,944件(2010年)、8,220.3件(2011年)、7,899件(2012年)、8,325.3件(2013年)、9,052.7件(2014年)、2,552件(2015年)である。

注15 全相談件数に占める「18歳～19歳」の割合は、約1.16%(2009年)、約1.27%(2010年)、約1.18%(2011年)、約1.13%(2012年)、約1.22%(2013年)、約1.23%(2014年)である。

注16 全相談件数に占める「18～19歳」の割合とは、「18～19歳」の相談件数を全年齢の相談件数で除いたものをいう。

注17 国民生活センターによれば、注14のとおり「18～19歳」と「20～22歳」の1歳当たりの平均相談件数を比較すると、後者は前者の約1.89倍(2009年)、約1.57倍(2010年)、約1.57倍(2011年)、約1.62倍(2012年)、約1.45倍(2013年)、約1.54倍(2014年)、約1.37倍(2015年)となっている。

注18 国民生活センターによれば、「マル手取引」の1歳当たりの平均相談件数は、「18～19歳」では661.5件であるのに対し、「20～22歳」では約8156.3件である。

注19 「20～22歳」と「18～19歳」の1歳当たりの平均相談件数を比較すると、既払金額が多額になるほど両者の差は広がっている。国民生活センターによれば、2005年～2015年8月12日の消費生活相談における「18～19歳」の1歳当たりの平均相談件数66,406件のうち、既払金額が1千円未満の相談が244.5件、1万円未満が3,120.5件、5万円未満が4229件、10万円未満が1,903件、50万円未満の相談が3,115.5件、100万円未満が759.5件、500万円未満が423.5件、1億円未満が7.5件、1億円以上が0件であった。これに対し、同じく「20～22歳」の1歳当たりの平均相談件数約123,537.3件(「18～

19歳」に比して約1.86倍)のうち、既払金額が1千円未満の相談が約726.7件(約2.97倍。以下同じ)、1万円未満が5,044件(約1.62倍)、5万円未満が約7,846.7件(約1.86倍)、10万円未満が約3,962.3件(約2.08倍)、50万円未満が約9,110.3件(約2.92倍)、100万円未満が3,111件(約4.1倍)、500万円未満が1,302件(約3.07倍)、1億円未満が約36.7件(約4.9倍)、1億円以上が0件であった。

注20 国民生活センターによれば、「フリーローン・サラ金」の相談件数は、2004年～2008年において、18歳～19歳では10位(平均すると1歳当たり102件/年)であるのに対し、20歳～22歳では3位(同じく1148件/年)と顕著な違いがみられた(なお、2009年～2014年については、18～19歳は10位以下(圏外)であったのに対し、20～22歳については5位(同じく286件/年)であり、年齢による違いを検証すること自体が不可能であった)。

注21 「消費生活年報」によれば、「20歳未満」の相談では、「運輸・通信サービス」が、75.7%(2011年度)、71.5%(2012年度)、70.1%(2013年度)、70.6%(2014年度)と突出している。なお、全年代で見ると、「運輸・通信サービス」の割合は、25.7%(2011年度)、25.8%(2012年度)、24.2%(2013年度)、28.7%(2014年度)である。

注22 「消費生活年報」によれば、『20歳未満』の相談件数のうち、『アダルト情報サイト』『デジタルコンテンツその他』『出会い系サイト』『移動通信サービス』『インターネット接続回線』(本稿では以上を「インターネット関連」とした)の合計は、21,474件(2011年)、17,031件(2012年)、20,001件(2013年)、19,013件(2014年)である。

注23 「最終報告書」の提言抜粋  
ア 消費者保護施策の充実

- ① 若年者の社会的経験の乏しさに伴って取引等が行われないよう、取引の類型や若年者の特性(就労の有無、収入の有無等)に応じて、事業者に重い説明義務を課したり、取引の勧誘を制限する。
- ② 若年者の社会的経験の乏しさに伴って判断力の不足に乘じて取引が行われた場合には、契約を取り消すことができるようにする。
- ③ 若年者が消費者被害にあった場合に気軽に相談できる若年者専用の

相談窓口を消費生活センター等に設ける。

- ④ 18歳、19歳の者には契約の取消権がないということをして18歳、19歳の者に自覚させるような広報活動をする。
- ⑤ 特定商取引法（昭和51年法律第57号）第7条第3号、同法施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第7条第2号では、老人その他の者の判断力の不足に乗じて一定の取引をした場合には、主務大臣が販売業者に対し、必要な措置を指示することができる旨の規定が置かれているが、ここに「若年者」を付け加える。

#### イ 消費者関係教育の充実

- ① 法教育の充実。例えば、契約の意義、成立の要件、解消することのできる場合とできない場合の理解など契約に関する様々な教育を行う。
- ② 消費者教育の充実。例えば、クーリングオフ制度や国民生活センターの役割等消費者保護基本制度の基本や悪徳商法の特徴・対策などを教える。
- ③ 金融経済教育の充実。例えば、金融リテラシー（金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力）を身につける機会を提供する。

注24 「最終報告書」が紹介する消費者契約法第3条第1項は事業者の努力義務に過ぎず、同法第4条第1項は取消期間が短い（同法第7条第1項）などの問題点がある。

注25 「最終報告書」では「18歳、19歳の者が、一定額以上の契約を行う場合や、特定商取引に関する法律に定める一定の類型の取引を行う場合には、事業者に対し、年齢、職業、収入等について証明書類の提示等を受けさせるなどの調査義務を課し、これに違反した場合には契約を取り消すことができるようにする」という意見も出された。」とあるが（16頁\*20）、そのような調査義務等は未だ立法化されていないし、調査義務の範囲の決め方如何では、18歳、19歳の者に対する保護が有名無実化しかねない。

注26 「最終報告書」は、消費者保護施策として、特定商取引法第7条第4号（旧第3号）、同法施行規則第7条第2号（老人等の判断力の不足に乘じ訪問販売で契約をさせた業者に対する行政の指示）につき、「老人等」に「若年者」を付加する改正をすべきと部会の審議過程での意見として挙げているが、現時点において改正されていない。

注27 消費者庁「若年層に対する消費者教育」（衆議院・憲法調査会配付資料、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\_kenpou.nsf/html/kenpou/1860424shouhi.pdf/\$File/1860424shouhi.pdf）

注28 独立行政法人国民生活センターのホームページ「相談事例と解決結果 若者に多い相談」（http://www.kokusen.go.jp/jirei/j-top\_wakamono.html）

注29 消費者教育推進法によれば、消費者市民社会とは、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」とされ、こうした社会に参画しうようにするための教育が求められている。

注30 消費者教育推進計画の策定状況については、消費者庁のホームページ「都道府県消費者教育推進計画等策定状況」で紹介されている（http://www.caa.go.jp/information/index18\_1.html）。

注31 消費者教育推進地域協議会の設置状況については、消費者庁のホームページ「消費者教育推進地域協議会設置状況」で紹介されている（http://www.caa.go.jp/information/index18\_2.html）。

注32 内閣府「消費者行政の推進に関する世論調査」（2014年1月調査）（http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-shohisha/index.html）

注33 海外の先進的な消費者教育の例を紹介した文献として、財団法人消費者教育支援センター「海外の消費者教育2011 韓国・スペイン・PERL」がある。

注34 「最終報告書」では、「自立に困難を抱える18歳、19歳の者の困窮の増大」として、現代の若年者は精神的・社会的な自立が遅れていること等が指摘されているが、このような状況において民法の成年年齢を引き下げると、親の保護を受けにくくなり、ますます困窮するおそれがあること、若年者のシニズム（法律上の成年年齢を迎えても、どうせ大人にはなれないという気持ち）が蔓延し「成年」の有する意義が損なわれるおそれがあること、離婚の際の未成年者の子の養育費が早期に打ち切られる可能性があること等が指摘されている（14頁）。

注35 「最終報告書」では、「高校教育における生徒指導を困難化するおそれ」として「現代の高校における生徒に対する生活指導は、原則として親権者を介して行っているところ、民法の成年年齢を18歳に引き下げると、高校3年生で

成年（18歳）に達した生徒については、親権者を介しての指導が困難となり、教師が直接生徒と対峙せざるを得なくなり、生徒指導が困難になるおそれがある。」と指摘されている（15頁）。

注36 「若年者の自立を援助するための施策の充実」について、「最終報告書」は部会での審議過程での意見として、以下の5項目を挙げる（8～10頁）。

- ① 若年者がキャリアを形成できるような施策の充実。例えば、若年者の就労支援、教育訓練制度、インターンシップ等の充実。
- ② いわゆるシニアーズシップ教育（多様な価値観や文化で構成される現代社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現のために寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的に関わり合うとする資質を獲得することができるようにするための教育）の導入。

③ 若年者が情報提供や相談を受けられるワンストップサービスセンターの設置。例えば、イギリスでは13歳から19歳までの者を失業者や無職者にしなないための総合的な支援サービスとしてコネクシオンズという機関を各地に設けている。

④ 青少年が早期に社会的経験を積むための社会参画プログラムの提供。例えば、スウェーデンでは、学校の授業の運営に生徒の意見を反映させる制度がある。

⑤ 児童福祉施設の人的、物的資源の充実や子育てを社会全体で支えていく仕組みの充実。なお、フランスでは、1974年に私法上の成年年齢を21歳から18歳に引き下げた際、司法的保護の措置の延長等を裁判官に請求できるという若年成年者保護制度などの措置をあわせて講じている。

注37 内閣府「子ども・若者白書」平成27年版

注38 厚生労働省「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」（2015年11月9日、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000103577.html>）

注39 例えば、医師法第3条、宅地建物取引業法第15条、特許法第7条、少年法第2条、国民年金法第7条等で成年年齢を定めている。自由民主党政務調査会の「成年年齢に関する提言」（2015年9月17日）によれば、関連法令についても、原則として18歳に引き下げることとされている（[http://jimmin.nifty.com/pdf/news/policy/130566\\_1.pdf](http://jimmin.nifty.com/pdf/news/policy/130566_1.pdf)）

注40 法制審議会民法成年年齢部会第7回会議（平成20年9月9日開催）で報告

された「諸外国における成年年齢等の調査結果」には、「1960年代、多くの米国民の中で（中略）「戦うのに十分な年齢、投票するのに十分な年齢（old enough to fight, old enough to vote）がキヤッチアップフレーズとされた。このような状況の中、連邦政府が憲法を改正し、選挙年齢を引き下げた。この社会的な流れを受けて、成年年齢の引き下げが行われた（ワシントンDC、ニューヨーク、ヒューストン）」との指摘がある。

注41 「最終報告書」では、「成年データがある国・地域のうち（187か国（地域を含む）、成年年齢を18歳以下としている国は141か国である）ものの、「民法の成年年齢を18歳に引き下げる理由として、単に、諸外国の多くで18歳成年制を採用しているから」というのでは説得力がないという意見も出された。」ことが紹介されている。

注42 2015年10月3日付け読売新聞（<http://www.yomiuri.co.jp/politics/20151002-0Y11150149.html>）

## 資料 4

### 「成年年齢の引き下げについての緊急アンケート」ご協力をお願い

平成28年10月1日

弁護士有志

弁護士	平 澤 慎 一	(日本弁護士連合会・消費者問題対策委員会幹事)
同	瀬 戸 和 宏	(同委員会委員長)
同	坂 勇 一 郎	(同委員会副委員長)
同	島 田 広	(同委員会委員)
同	中 村 新 造	(同委員会副委員長)
同	白 石 裕 美 子	(同委員会幹事)

今年7月選挙権年齢が18歳になって初めての国政選挙が行われましたが、政府は民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる方針で、早ければ来年の通常国会に改正法案を提出すると報じられています。

民法は、知識や経験が十分でない未成年者を保護するため、未成年者が親の同意なく結んだ契約を取り消せるとしています(未成年者取消権)。成年年齢が18歳に引き下げられると、未成年者取消権の対象は18歳未満となり、18歳、19歳の若者は親の同意なく契約を結べる反面、親の同意のない契約を取り消すことはできなくなります。

若者が悪質商法の標的とされることも心配されることから、法制審議会の答申では、成年年齢の引き下げには、消費者被害の防止策が必要としていました。

このアンケートでは、成年年齢引き下げに向けた動きが本格化しつつありますところ、18歳、19歳の契約につき、親の同意のない契約を取り消せなくなることに伴う影響について、みなさんの現状認識やご意見について緊急に調査させて頂くものです。

今後、このアンケート結果は、日本弁護士連合会に提供するとともに、消費者庁、内閣府・消費者委員会、消費者団体など関係各機関に情報提供する予定です。

大変お手数ですが、別紙のアンケート用紙にご回答のうえ、下記への提出をお願いします。

※本アンケートについての問い合わせ先

弁護士 平 澤 慎 一

〒107-0052 東京都港区赤坂3-9-18

赤坂見附KITAYAMAビル3階 アクト法律事務所

電話 03-5570-5671 FAX03-5570-5674

## ■ 成年年齢の引き下げについての緊急アンケート

第1問 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられると、18歳、19歳の若者が親の同意を得ることなく契約できる反面、契約を取り消せなくなります。このことを知っていましたか。

- 1 はい。
- 2 いいえ。

第2問 第1問のとおり、成年年齢が引き下げられると、18歳、19歳の若者が親の同意を得ることなく契約できる反面、親の同意のない契約を取り消せなくなります。このことについて、あなたはどのように考えますか。

- 1 賛成 (→第3問へ)
- 2 やや賛成 (→第3問へ)
- 3 やや反対 (→第4問へ)
- 4 反対 (→第4問へ)
- 5 どちらでもない。
- 6 わからない。

第3問 (第2問で「賛成」「やや賛成」と答えた方への質問)

そのように考える理由をお答えください(複数回答可)。

- 1 18歳であれば、契約について自分で判断できる十分な能力があるから。
- 2 18歳になるまでに、十分な消費者教育が行われているから。
- 3 18歳から「大人」として選挙権を持つのであれば、契約についても自己責任を負わせることが適当であるから。
- 4 18歳であれば、社会的・経済的に自立しているから。
- 5 その他(自由にお書きください)

( )

第4問 (第2問で「反対」「やや反対」と答えた方への質問)

そのように考える理由をお答えください(複数回答可)。

- 1 18歳では、契約について自分で判断できる能力が不十分だから。
- 2 18歳になるまでに、必ずしも十分な消費者教育が行われていないから。
- 3 同じ高校3年生の中に、18歳に達した成人と達しない未成年者がいることになって混乱を招くから。
- 4 18歳・19歳では、未だ社会的・経済的に自立していないから。
- 5 進学や就職で大きく生活環境が変わる高校卒業時に、不当な勧誘によって契約を締結させられてしまうおそれがあるから。
- 6 その他(自由にお書きください)

( )

第5問 成年年齢が18歳に引き下げられると、どのような状況が生じる可能性があるか、高校3年生や大学1年生も契約が取り消せなくなることをふまえてあげられる点があればご指摘ください。

( )

第6問 若者の消費者トラブルを防止し、解決する力を身に付けるため、どのような消費者教育が必要だと思いますか。18歳・19歳の若者に対して有効なものがあればそれもお書きください。

( )

以上

※あなたの職業・年齢・性別をお書きください。

【職業】 (○を付けて下さい)

会社員 公務員 自営業 会社役員

教員 (大学院・大学・高校・中学・その他)

学生 法曹 相談員 団体職員 自由業 その他 ( )

【年齢】 10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代

【性別】 男・女

※差し支えなければ、お名前、勤務先をお書きください。

お名前 \_\_\_\_\_

勤務先 \_\_\_\_\_

## 有志アンケートの概況（11月4日まで分）

### 第1 アンケートの回収状況（11月4日時点）の概要

集計数 190

主な回収先 消費者教育学会、大学生協連等

### 第2 問1～問4の回答状況

第1問 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられると、18歳、19歳の若者が親の同意を得ることなく契約できる反面、契約を取り消せなくなります。このことを知っていましたか。

- |        |          |
|--------|----------|
| 1 はい。  | 104（55%） |
| 2 いいえ。 | 86（45%）  |

第2問 第1問のとおり、成年年齢が引き下げられると、18歳、19歳の若者が親の同意を得ることなく契約できる反面、親の同意のない契約を取り消せなくなりますが、このことについて、あなたはどのように考えますか。

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1 賛成（→第3問へ）   | 15（8%）  |
| 2 やや賛成（→第3問へ） | 33（17%） |
| 3 やや反対（→第4問へ） | 51（27%） |
| 4 反対（→第4問へ）   | 73（38%） |
| 5 どちらでもない。    | 13（7%）  |
| 6 わからない。      | 3（2%）   |

### 第3問（第2問で「賛成」「やや賛成」と答えた方への質問）

そのように考える理由をお答えください（複数回答可）。

- |   |    |
|---|----|
| 1 18歳であれば、契約について自分で判断できる十分な能力があるから。                   | 11 |
| 2 18歳になるまでに、十分な消費者教育が行われているから。                        | 1  |
| 3 18歳から「大人」として選挙権を持つのであれば、契約についても自己責任を負わせることが適当であるから。 | 33 |
| 4 18歳であれば、社会的・経済的に自立しているから。                           | 0  |
| 5 その他（自由にお書きください）                                     | 16 |
- ・十分な消費者教育が行われるのであれば賛成（多数）。
  - ・意識を変える意味で必要。
  - ・選挙権という権利を得て、責任を伴わないことはありえない。
  - ・消費者教育は、高校生の方が実施しやすい。
  - ・制度の複雑化は避けるべき。

- ・責任を負えるかどうかは判断できる（負えなければ親に相談する。）。
- ・判断力という点では、18歳も20歳もあまり変わらない（複数）。

#### 第4問（第2問で「反対」「やや反対」と答えた方への質問）

そのように考える理由をお答えください（複数回答可）。

- |   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 18歳では、契約について自分で判断できる能力が不十分だから。                          | 69 |
| 2 | 18歳になるまでに、必ずしも十分な消費者教育が行われていないから。                       | 71 |
| 3 | 同じ高校3年生の中に、18歳に達した成人と達しない未成年者がいることになつて混乱を招くから。          | 26 |
| 4 | 18歳・19歳では、未だ社会的・経済的に自立していないから。                          | 73 |
| 5 | 進学や就職で大きく生活環境が変わる高校卒業時に、不当な勧誘によって契約を締結させられてしまうおそれがあるから。 | 58 |
| 6 | その他（自由にお書きください）   | 16 |
- ・消費者教育が不十分。
  - ・酒やたばこの引き下げにつながるおそれ。
  - ・引き下げのメリットがわからない。

#### 第3 問5の回答状況

第5問 成年年齢が18歳に引き下げられると、どのような状況が生じる可能性があるか、高校3年生や大学1年生も契約が取り消せなくなることをふまえてあげられる点があればご指摘ください。

（被害を心配する意見、未熟であるが故に被害にかかりやすいことを心配する意見）

- ・マルチ商法、キャッチセールス等、成人してから引っかけやすい商法に対しての対処法を知らないために、引っかかる場合が多いと思われる。
- ・悪質なインターネット広告などにも引っかけやすいと思う。  
スマホ、ゲーム関係、Wi-Fi 契約に関するトラブルの心配（多数）。
- ・簡単にクレジットカードができてしまうことによる問題が増える（多数）。
- ・雰囲気ですりあえずまあ大丈夫だろうと契約をしてしまう恐れがある。
- ・ひとり暮らしを始めるときに、賃貸借で不利な契約を結んでしまうおそれ。
- ・ひとり暮らしをする中で、ゲーム利用、レンタル契約、車購入等で不必要な契約をしてしまう恐れ。

（若者の置かれている状況からの心配を指摘する意見）

- ・高校3年生で進学を控えているときに、奨学金などでトラブルが起こりそう。  
大学に行きたいため、親に言わずにお金を借りる。

- ・高校3年生の中で、契約可能な人とそうでない人が混ざるのは問題が起こる可能性がある。
- ・大学に合格して新生活に向けてあわただしい中で、不必要な契約をしてしまう。
- ・大学1年に進学するとそれまでの親の目がなくなり、ひとり暮らしなど新しい環境ができる中で、誘惑や新生活の準備などにより不当な契約をされるおそれがある。
- ・高校生や大学生は友人同士での情報共有網が活発で、そこに根拠のない信頼を寄せてしまいがち。契約に関してもあいまいな情報から気軽に契約してしまう状況がある。
- ・学生から学生へトラブルが伝染するおそれ。

(被害への影響を心配する意見等)

- ・大きい金額の契約をしてしまうと、高校3年や大学1年生では自ら責任を果たせない。
- ・自立していない学生であれば、親に負担が行くことになるだろう。
- ・不当な契約を結ばされて、学業に支障が出る。
- ・自分の人生を間違える恐れがある。
- ・高校3年生時に不当な契約によって、金銭的・精神的に影響し、大学進学をあきらめざるを得ないようなことが起こる可能性がある。
- ・違法な契約により借金を抱えることになる。あまり裕福な家でなかった場合、返済ができず、休学・自主退学もあり得るのではないか。
- ・自立する前にトラブルにあい、就職などに影響が出るおそれがある。
- ・契約トラブルが噂になることで、学業への悪影響も考えられる。

(対応の難しさを心配する意見)

- ・どこに相談すればよいかわからず、自責の念から人に言えず、孤立化してしまう(複数)。
- ・社会経験の乏しい未熟な学生に、被害経緯の再現をすることは学生には荷が重く、学業をおろそかにするのではないか。

(肯定的な面も指摘する意見)

- ・危険はあると思うが、大人(親や教師)がその危険面を考え、子供に社会について学ばせるようになれば、日本の社会もよくなるのではないか。
- ・不動産契約等が自由にできるようになる。

(その他)

- ・高校の時に友人が宗教勧誘を受けて、契約されそうになっていた。
- ・成人式の準備はだれがやるのか(高校生がやる?)。

以上

## 報道発表資料

平成28年10月27日

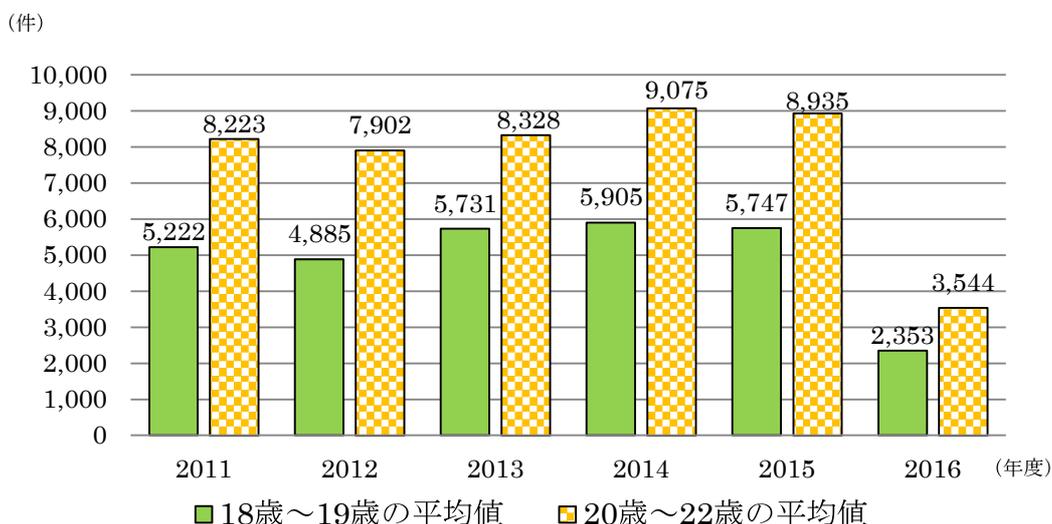
独立行政法人国民生活センター

## 成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブル —きっぱり断ることも勇気！—

全国の消費生活センター等に寄せられる相談をみると、20歳になった若者（成人）からの相談件数は未成年者と比べて多く、その契約金額も高額です。また、契約する商品・サービスにおいても、未成年者のトラブルではあまり見られなかった「サイドビジネス」や「マルチ取引」、「エステ」が上位になるという特徴がみられます。

未成年者が行った親権者の同意がない契約は原則取消することができますが<sup>1</sup>、成人になると未成年者のような保護はありません。さらに、社会経験が乏しい若者を狙い撃ちする悪質な業者による消費者トラブルも発生しています。

そこで、成人になると巻き込まれやすくなるトラブルについて相談事例やアドバイスなどをまとめ、注意喚起を行います。

(図) 契約当事者18歳～22歳の年度別相談件数(平均値)<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 法定代理人の同意を得た契約（民法5条1項、2項）や、自由財産の処分（同3項）等、未成年者が行った契約であっても取消することができない場合がある。

<sup>2</sup> HONET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）（国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）による（2016年9月30日までのHONET登録分、2015年度以降は消費生活センター等からの経由相談を含んでいない。）

## 1. 相談事例（ ）内は契約当事者の属性）

### （1）よく考えずに契約した事例

**【事例1】**街中で声をかけられ、タレント事務所に同行して所属契約をした。翌日解約を申し出たら、違約金を請求された

街中で芸能事務所の男性から声をかけられた。芸能活動に興味があったので、事務所に同行し、説明を聞いた。その場で所属契約を了解し、芸名が記載された契約書に署名した。しかし、冷静になって考えると、私の希望はタレント活動なのに、グラビアやモデルの仕事も受けなければならぬ契約だったため、解約したいと業者に伝えた。担当者から、既に得意先が私を気に入り、撮影の準備に入っているのに、撮影後にやめるか、3万円の違約金を払うかどちらかを選ぶようにと言われた。契約書を確認すると、契約期間内にやめる場合は、宣材撮影費用をペナルティーとして3万円を払うものとするとして書いてあった。まだ撮影も受けていないのに、支払わなければならないのか。

（2016年7月受付 21歳、女性、給与生活者、東京都）

**【事例2】**必ず利益を得られるといわれホームページ作成を依頼し料金を支払ったが、相手に不審感があるので解約したい

スマートフォンを使って内職をしようと思い、「在宅ワーク」というキーワードでインターネット検索をした。すると、ホームページを使って自分で作った情報商材等を売ることによって収入になるという在宅ワークが見つかった。内容を信じて契約することにしたが、業者から、「まずはホームページを作る費用として50万円が必要」と言われ、振り込んだ。その後、業者からホームページのURLを教えられたが、すぐに「あなたのホームページへのアクセスがすごい。もっと拡大しないといけないが400万円かかる。200万円は会社で負担するので、残り200万円を負担してほしい。必ず儲かるから借金しても大丈夫」と連絡があった。しかし、教えられたホームページに入ろうとしても、エラーになってしまう。おかしいと思って、業者の情報をネットで調べたら、詐欺的な会社だという書き込みが多数見つかった。解約したい。

（2016年4月受付 22歳、女性、家事従事者、静岡県）

### （2）契約をせかされた事例

**【事例3】**痩身エステの中途解約を申し出たが、支払請求額が高額すぎて納得できない

インターネットで必ず痩せるというエステのモニター募集の広告をみつけた。500円と安かったので試してみようと思い、インターネットで予約を入れた。店に向くと、店員から3カ月15回コースを勧められた。約20万円と高額であったため、母親に相談すると言って母に電話を入れたが連絡がつかず、3時間も経ってしまった。後日、出直そうと思ったが、「後日では料金プランが変わるから契約するなら今日中が安い。もう20歳だから自分で決めればいいのではないか」などと担当者に言われ、3時間待たせた申し訳なさもあり、エステとクレジットの両方の契約をした。その後、3回施術を受けても体重は増え、ウエストも太ももも変わらないので中途解約を申し出た。しかし、施術代、クリームやドリンク代として約13万円請求された。納得できない。

（2016年2月受付 20歳、女性、学生、東京都）

### (3) 20歳になった途端に契約させられた事例

**【事例4】**友人から儲かる話があると言われ、仮想通貨の投資のような契約をしたが、解約したい

20歳の誕生日が来たら契約できると友人に言われていて、20歳になった2日後に喫茶店で友人とA氏に会うことになった。「仮想通貨で儲けることができる。そのためには100万円が必要」と言われ、「お金がない」と断ったが、「消費者金融で100万円を借りればよい」と言われた。また、借りるために学生ではなく居酒屋で働いていることにするよう言われた。その後、A氏が実際に居酒屋で働いている友人に電話をかけ、消費者金融から問い合わせがあった際、私がそこで働いていると答えるよう依頼した。そのうえで、消費者金融から100万円を借りよう促され、無人機で尋ねられた時の答え方も教わり、100万円を借りた後、A氏に手渡し契約書面に署名した。しかし名刺も書面もA氏が持って行ってしまっているので、手元には何の書類も残っていない。「1人勧誘すれば40万円が入る。3人誘えば元が取れる」と説明されたが、儲からないと思ったので誰も勧誘していない。実際に仮想通貨で何をするのかわからない。解約し返金してほしい。

(2016年4月受付 20歳、男性、学生、愛知県)

**【事例5】**エステで契約した際は未成年であったが、20歳になってから契約したことにされた

友人に誘われてエステの無料体験をした。体験後、「肌がボロボロになっている。担当者は既に決まっている」等言われ、断れずに契約した。翌月に20歳になると伝えたところ、「未成年契約の場合は親の同意が必要なため、日付は後日入れる」と言われ、日付が未記入の契約書が作成された。36回払い(合計約23万円)でクレジット契約をした後、施術内容の説明を受け、化粧品の一部をこの日に持ち帰った。その後、2回目の施術を受けた際に、契約書に誕生日の翌日の日付を入れるよう言われ記入した。後日、祖母にこのことを話すと、問題がある契約だと言われたため業者に解約を伝えたところ、中途解約になると言われた。未成年者のときに契約したのに納得できない。

(2015年4月受付 20歳、女性、学生、福岡県)

### (4) 借金を勧められた事例

**【事例6】**友人に誘われ投資用教材を契約したが、消費者金融の返済も困難なので解約し返金してほしい

友人から突然電話があり「すごい人に会ってほしい」と言われ、カフェで会うことになった。友人から、日経225先物についての投資用教材ソフトがあることや、その教材のすばらしさについて説明を受けた後、高級ブランド品を身につけたA氏がやってきて、「うまくいっている」と言われた。翌日教材を契約することになっていたが、不安になり、友人に契約するのをやめたいと話したところ、「何が不安なのか。一緒にやろう」と説得され、翌日契約した。代金58万円は消費者金融で借りよう言われ、友人が「フリーターで月収16万円と話すように」と消費者金融での借り方を教えてくれた。また、証券会社で取引口座を開設するために「未上場会社の役員」と記載するよう言われた。人を勧誘して契約に至ればマージンを得られることは契約時に説明されていた。うそをついてお金を借りたり、証券口座を開いたりしたことに罪悪感があるうえ、資金

がないので日経 225 先物の取引はできない。人を誘うことにも罪悪感がありできない。返済が困難で親に肩代わりしてもらった。解約したい。

(2015 年 10 月受付 20 歳代、男性、学生、東京都)

### 【事例 7】 SNS で知った女性に連れて行かれた事務所で自己啓発セミナーの契約を勧められ借 金で会費を払うよう言われた

人見知りの性格について、悩み等を書き込んだら、女性が共感の書き込みをしてくるようになった。先月から実際に会うようになり、性格改善に詳しい人を紹介すると言われた。昨日、その女性に、ビル内の事務所に連れて行かれた。そこで代表者の男性を紹介され、セミナーの受講を勧められた。入会金約 90 万円を払えば、自己啓発セミナーをすべて無料で受講できるという。同席した女性も話に加わり「いいじゃない。この機会に全額払っちゃおうよ」などと言った。「学生だから、そんな大金は払えない」と言ったところ、男性が「銀行でローンカードを作れ。その際は、申込書に当社の正社員と記入するように」と言った。2 人から強く言われ断りきれず、しかたなく女性同行で銀行に行った。しかし申込書に「勤続 1 年」と書いたため与信限度額は 50 万円と言われた。女性が事務所と連絡を取り、さらに他の銀行でカードを作り残り約 40 万円を借りろと言う。これ以上カードは持ちたくない。女性にセミナーは契約しない旨伝え終電で帰宅した。お金は 1 円も借りていないが、業者にどう対処すべきか。

(2016 年 3 月受付 20 歳、男性、学生、愛知県)

## 2. 相談事例からみる問題点

### (1) 契約に関する知識が乏しいことに乗じて契約をさせられてしまう

いったん契約をすると、契約当事者には契約責任が発生します。自己都合で簡単に契約をやめることはできません。契約の内容を熟慮しないまま契約をし、後に思った契約と違うという理由で解約するなどすると、トラブルになることがあります(事例 1)。中には、契約に関する知識が乏しいことに乗じて、実際に契約した未成年の時点ではなく、20 歳になってから契約をしたことにされた事例も見受けられます(事例 5)。

### (2) 「絶対儲かる」など、うまい話に弱い

ネットで「副業」などと検索したり、SNS や友人を通じて儲け話を聞いたりするなどする中で、「お金を増やす方法がある」、「簡単に儲かる」などと言われ、その儲け話をうのみにして高額な契約を締結する事例があります。

こうした事例では、「儲かるため」として高額な商材を購入させる場合もある他、誰かを紹介することで儲けを増やしていくというマルチ取引であることが少なくありません。また、ブランド品を身に着けた者が現れたり(事例 6)、タワーマンションなど高級感あふれる場所に呼び出したりするなど、成功者であると信用させて契約させる事例もあります。

### (3) 業者が断りにくい状況を意図的に作り、断り切れない場合がある

業者から勧誘を受けたものの、自分に必要のない商品やサービスであったり、契約金額が高額であったりして、契約を断ろうとしても断り切れず、結果として不必要な契約をしてしまうとい

う事例があります。中には、「今日中が安い」などその場での契約をせかしたり（事例3）、「担当者は既に決まっている」などと断りにくい状況を業者が意図的に作っていたりする場合もあります（事例5）。

#### （4）借金やクレジット契約を提案するなどして高額な契約をさせられてしまう

副業の先行費用として高額な商材の購入を勧められたり、高額なエステを勧められたりした場合に、店員に言われるがままクレジット契約をしたり、「お金がない」と断りながらも、「消費者金融で借りれば良い」と業者に言われ、言われるがまま消費者金融で借金をしてお金を支払ってしまった事例が見受けられます（事例3～7）。

### 3. 消費者へのアドバイス

#### （1）契約責任を負う成人であることを自覚し、安易な気持ちで契約しない

未成年者の場合、親権者の同意なく行った契約について、原則契約を取消することができます。しかし、満20歳を迎えると未成年者取消権の保護は与えられず、いったん契約を結ぶと、「やっぱりやめたい」と思っても容易にやめることはできず、代金支払い義務などを負います。

後々後悔しないためにも、契約をする際には契約責任を負う立場であることを自覚し、安易な気持ちで契約することはやめましょう。

#### （2）簡単に大金を得ることは通常あり得ない。うまい話には飛びつかない

副業に関する相談事例では、「簡単に儲かる」という甘い言葉を信じて契約した後、業者と連絡がとれなくなったり、説明されたような儲けが得られなかったりしたという事例があります。

簡単に大金を稼げるということはありません。業者の甘い言葉をうのみにせず、身内や友人に相談をするなど、いったん冷静になって考えましょう。

#### （3）きっぱり断ることも勇気！「今日なら安くなる」などと言われてもその場で契約しない

契約は支払う金額が高額であればあるほど、慎重な判断が求められますが、「今日なら安くなる」、「他に欲しい人がいるかもしれないから、とりあえずサインだけして」などと、十分な時間を与えられずにその場で高額な契約を求められる事例があります。

業者にせかされるまま高額な契約をすることは非常に危険です。不必要な契約はきっぱり断ってください。契約するかどうかわからない場合も、その場ですぐに契約を断るのはやめましょう。

#### （4）クレジット契約の利用や借金は慎重に

##### ①安易にクレジット契約をしない

クレジット契約は高額な商品を日々の生活の中で無理なく購入する際に非常に便利です。一方で、手数料を含めた金額を長期間支払っていくことになります。「高額な契約だけど月々の負担は小さい」などと言われても、安易に高額な契約はしないようにしましょう。

##### ②借金をしてまで契約しない

「お金がない」と断っても、業者から「借金すればよい」などと言われ、契約代金を支払うために消費者金融等で借金をさせられるケースが少なくありません。断るときは契約の意思がない

ことをはっきり伝えましょう。自分の支払い能力を超えた借金はこれからの生活を脅かします。借金をしてまで安易に契約しないでください。

#### (5) 業者とトラブルになったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう

契約の勧誘やその後の解約などについて業者とトラブルになった場合には、最寄りの消費生活センターに相談しましょう\*。契約によっては取消しや解約ができる場合があります。自分で抱え込まず、早め早めの相談が肝心です。

\*消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

お住まいの地域の市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

### 4. 行政への要望

20歳を境に未成年とは異なる消費者トラブルに巻き込まれている現状を踏まえ、消費者庁と文部科学省に以下の通り要望いたします。

#### (1) 消費者庁への要望

- 20歳前後の若年層にこれらのトラブル事例が周知されるよう、都道府県及び関係団体等に対し、これらのトラブル事例に関する情報提供を行うこと。
- 20歳前後の若年層が自立的かつ合理的に行動することができるよう、文部科学省と連携し、若年層に対する消費者トラブルの情報や知識の提供機会の拡大を促すこと。

#### (2) 文部科学省への要望

- 学生等を含む20歳前後の若年層にこれらのトラブル事例が周知されるよう、都道府県及び関係団体、大学、専修学校等に対し、これらのトラブル事例に関する情報提供を行うこと。
- 学生等を含む20歳前後の若年層が自立的かつ合理的に行動することができるよう、消費者庁と連携し、若年層に対する消費者トラブルの情報や知識の提供機会の拡大を促すこと。

#### 【要望先】

- ・消費者庁消費者教育・地方協力課（法人番号 5000012010024）
- ・文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課（法人番号 7000012060001）

#### 【情報提供先】

- ・消費者庁消費者政策課（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会事務局（法人番号 2000012010019）
- ・警察庁生活安全局生活経済対策管理官（法人番号 8000012130001）

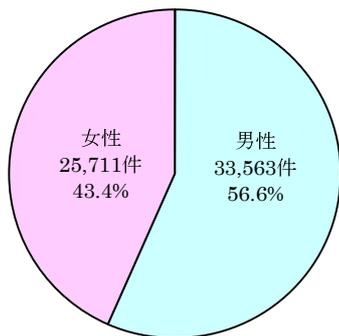
(参考) FIONETにおける契約当事者「18歳～19歳」と「20歳～22歳」に関する相談情報の比較詳細(2011年度～2016年度)

## 1. 契約当事者に関するデータ

### (1) 契約当事者性別

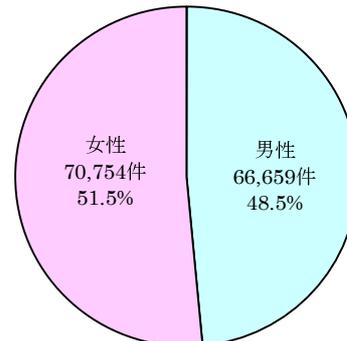
18歳～19歳では、男性が約6割を占めており、若干男性の割合が多くなっています。20歳～22歳では契約者の性別に特に差異はなく、男女ともに約5割となっています。

(図1) 契約当事者性別(18歳～19歳)



(n=59,274、団体等、不明、無回答除く)

(図2) 契約当事者性別(20歳～22歳)



(n=137,413、団体等、不明、無回答除く)

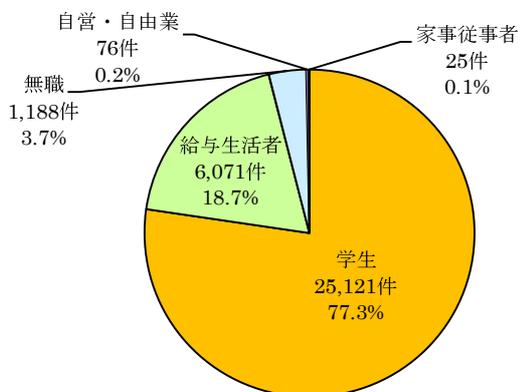
### (2) 契約当事者職業(男女別)

18歳～19歳における契約当事者男女別の職業をみると、男女共に約8割を「学生」が占めています。次いで「給与生活者」が約2割を占めています。

20歳～22歳では、男性は「学生」(46.7%)が最も多く、次いで「給与生活者」(46.5%)が多くなっていますが、割合の大差はありませんでした。一方、女性は「給与生活者」(50.0%)が最も多く、次いで多い「学生」(38.8%)よりも10%程多くなっています。

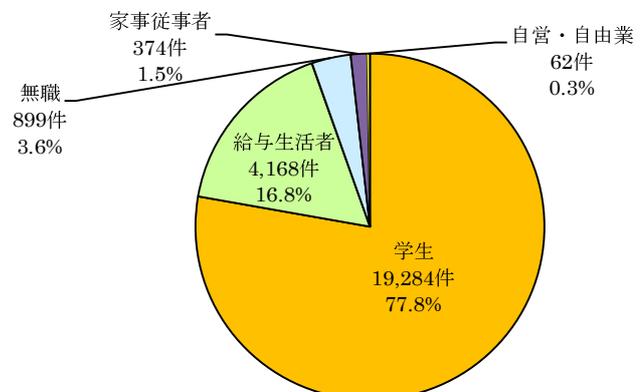
各年代で共通する特徴としては、「家事従事者」の割合が女性で多くなっています。

(図3) 契約当事者職業(18歳～19歳)(男性)



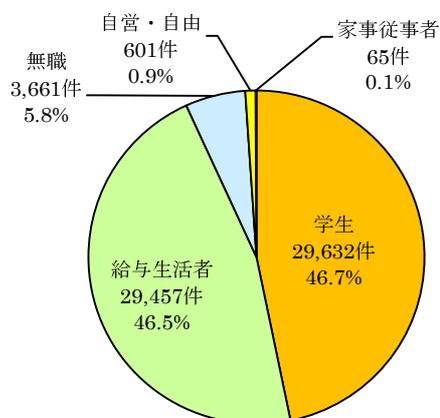
(n=32,481、不明、無回答除く)

(図4) 契約当事者職業(18歳～19歳)(女性)



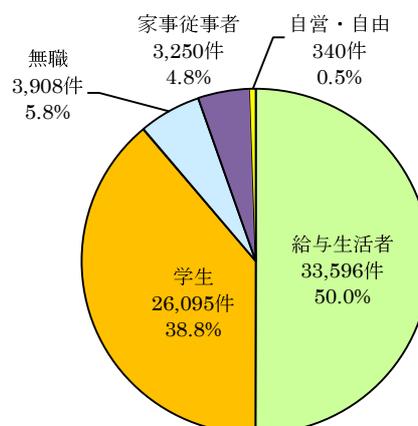
(n=24,787、不明、無回答除く)

(図5) 契約当事者職業 (20歳～22歳) (男性)



(n=63,416、不明、無回答除く)

(図6) 契約当事者職業 (20歳～22歳) (女性)



(n=67,189、不明、無回答除く)

## 2. 契約内容について

### (1) 商品・役務 (上位15位)<sup>3</sup>

18歳～19歳、20歳～22歳の男女ともに「アダルト情報サイト」、「賃貸アパート」、「出会い系サイト」などが上位を占めています。18歳～19歳に関しては、商品・役務の内容に男女の差はありませんでした。

一方、20歳～22歳の男性の特徴としては、「フリーローン・サラ金」が上位に挙がっている他、「他の内職・副業」、「教養娯楽教材」が挙がっています。女性の特徴としては、「脱毛エステ」、「痩身エステ」、「美顔エステ」、「エステティックサービス(全般)」、「医療サービス」といった「美」に関するものが増えてきています。

(表1) 18歳～19歳の商品・役務 (上位15位)

男性(総件数: 33,563件)			女性(総件数: 25,711件)		
順位	商品・役務	件数	順位	商品・役務	件数
1	アダルト情報サイト	11,664	1	アダルト情報サイト	6,769
2	テレビ放送サービス(全般)	2,269	2	テレビ放送サービス(全般)	1,434
3	出会い系サイト	2,114	3	出会い系サイト	1,248
4	デジタルコンテンツ(全般)	1,316	4	デジタルコンテンツ(全般)	1,167
5	賃貸アパート	889	5	賃貸アパート	843
6	他のデジタルコンテンツ	812	6	他のデジタルコンテンツ	822
7	新聞	730	7	他の健康食品	611
8	普通・小型自動車	654	8	携帯電話サービス	495
9	携帯電話サービス	543	9	財布類	483
10	光ファイバー	527	10	相談その他(全般)	408
11	オンラインゲーム	489	11	脱毛エステ	393
12	相談その他(全般)	446	12	新聞	332
13	商品一般	438	13	光ファイバー	297
14	自動車運転教習所	390	14	商品一般	296
15	オートバイ	317	15	コンサート	295

<sup>3</sup> 「商品一般」「携帯電話サービス」「他のデジタルコンテンツ」等の商品・役務については、2015年度に定義変更を行っている。

(表2) 20歳～22歳の商品・役務(上位15位)

男性(総件数:66,659件)			女性(総件数:70,754件)		
順位	商品・役務	件数	順位	商品・役務	件数
1	アダルト情報サイト	10,967	1	アダルト情報サイト	9,594
2	賃貸アパート	3,826	2	賃貸アパート	3,877
3	出会い系サイト	3,342	3	脱毛エステ	3,062
4	フリーローン・サラ金	2,777	4	出会い系サイト	2,952
5	デジタルコンテンツ(全般)	2,302	5	デジタルコンテンツ(全般)	2,572
6	普通・小型自動車	2,129	6	痩身エステ	2,139
7	商品一般	1,752	7	他のデジタルコンテンツ	1,899
8	携帯電話サービス	1,601	8	美顔エステ	1,674
9	他のデジタルコンテンツ	1,424	9	携帯電話サービス	1,417
10	光ファイバー	1,281	10	商品一般	1,358
11	テレビ放送サービス(全般)	1,160	11	エステティックサービス(全般)	1,351
12	他の内職・副業	1,015	12	フリーローン・サラ金	1,277
13	相談その他(全般)	924	13	医療サービス	1,176
14	教養娯楽教材	914	14	テレビ放送サービス(全般)	970
15	モバイルデータ通信	863	15	モバイルデータ通信	920

## (2) 販売購入形態

18歳～19歳、20歳～22歳の男女とも、上位5位の内容に差異はありませんでした。18歳～19歳では、「通信販売」が男女ともに6割を超え、次いで多い「店舗購入」と合わせると約8割を占めます。

20歳～22歳では、18歳～19歳に比較して男女ともに「通信販売」の割合が約4割と減少する半面、「店舗購入」や「マルチ取引」の割合が増加しています。特に「マルチ取引」は、男性で18歳～19歳の約7倍となっています。女性は商品・役務の中でエステ関係が上位を占めていた影響からか、「店舗購入」の割合が男性よりも高くなっています。

(表3) 販売購入形態別の相談件数と割合

販売購入形態	18歳～19歳(総件数:55,874件)		20歳～22歳(総件数:126,202件)	
	男	女	男	女
通信販売	20,271(64.4%)	15,283(63.5%)	27,279(45.3%)	28,800(44.0%)
店舗購入	5,776(18.4%)	5,468(22.7%)	17,971(29.8%)	24,858(38.0%)
訪問販売	4,400(14.0%)	2,738(11.4%)	6,504(10.8%)	6,756(10.3%)
マルチ取引	465(1.5%)	152(0.6%)	6,000(10.0%)	3,032(4.6%)
電話勧誘販売	321(1.0%)	245(1.0%)	1,641(2.7%)	1,217(1.9%)
その他	229	181	826	821

(不明・無関係除く)

## (3) 既支払金額(1円以上)

既支払金額の平均金額は、18歳～19歳では男が約15万円、女性が約12万円でした。一方、20歳～22歳では、男性が約29万円、女性が約17万円となっており、18歳～19歳に比べて高額となっています。男性の既支払金額は女性の約1.7倍となっています。